

2017 年度  
日本図書館情報学会  
春季研究集会発表論文集

2017 年 6 月 3 日(土)  
専修大学

日本図書館情報学会

## 2017年度春季研究集会（専修大学）プログラム

|                 |                                                                                      |                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 9:45～10:00      | 開会式〈第1会場（204教室）〉                                                                     |                                                                  |
|                 | 第1会場（204教室）                                                                          | 第2会場（205教室）                                                      |
| 10:00～<br>10:30 | 葉袋秀樹(元筑波大学)：図書館における貸与問題に関する日本図書館協会の取り組みと考え方                                          | 小竹諒(筑波大学)平久江祐司(筑波大学)：新任学校司書の職場適応に対する支援：組織社会化戦術の視点から              |
| 10:30～<br>11:00 | 松本直樹(慶應義塾大学)池谷のぞみ(慶應義塾大学)桂まに子(京都女子大学)：公立図書館における医学薬学分野の選書分析                           | 江竜珠緒(筑波大学大学院)：日本における英語多読の理論的背景：学校図書館における英語多読の支援とその課題             |
| 11:00～<br>11:30 | 池内淳(筑波大学)：図書館法にとって図書館とはなにか                                                           | 藤澤和子(大和大学)野口武悟(専修大学)：知的障害者を対象とした公共図書館の利用実態とニーズ調査                 |
| 11:30～<br>12:00 | 田村俊作(元慶應義塾大学)池谷のぞみ(慶應義塾大学)：共同作業としての公共図書館レファレンスサービス                                   | 那珂元(常葉大学短期大学部/筑波大学)：フリースクール室内の子どもたちの自発的学習プロセスにおける空間利用と情報行動       |
| 12:00～<br>13:15 | 昼休み（1時間15分）                                                                          |                                                                  |
|                 | 第1会場（204教室）                                                                          | 第2会場（205教室）                                                      |
| 13:15～<br>13:45 | 宮本剛志(日本大学)：国立国会図書館における納入出版物代償金制度                                                     | 岩崎千恵(福岡教育大学)：多文化家族コミュニティにおける文庫の可能性韓国のソウルこども文庫『Book Bridge』を事例として |
| 13:45～<br>14:15 | 山本順一(桃山学院大学)：指定管理者が運営する公立図書館における有期労働契約職員の法的地位についての検討：足立区立竹の塚図書館労働関係存在確認等請求事件を手がかりとして | 石原真理(岐阜女子大学)：仙台アメリカ文化センター資料の分析：横浜アメリカ文化センター資料との比較を中心に            |
| 14:15～<br>14:45 | 田中伸樹(桃山学院大学大学院)：図書館と表現の自由との関係性についての制度的検討                                             | 山田安仁花(筑波大学)：共創の理論に基づく書物の研究方法                                     |
| 14:45～<br>15:15 | 小南理恵(筑波大学)：アメリカ図書館協会出版関係委員会の活動：「読書の自由」との関わりを中心に                                      | 雪嶋宏一(早稲田大学)：西洋におけるページ付けの起源と発展について                                |
| 15:15～<br>15:30 | 休憩（15分）                                                                              |                                                                  |
| 15:30～<br>16:00 | 山中康行(桃山学院大学大学院)：岩猿敏生司書官誕生と大学図書館経営の試行錯誤、学問的遍歴のはじまり                                    | 安形輝(亜細亜大学)安形麻理(慶應義塾大学)：手引き印刷機における活字の印字面のバリエーション                  |
| 16:00～<br>16:30 | 上岡真紀子(帝京大学)：全学的教育改善プログラムにおける情報リテラシーコーディネーターの役割：トリニティ大学の事例                            | 浅野秀明(国立情報学研究所)：ビブリオメトリクスとオルトメトリクスによる研究評価指標の比較                    |
| 16:30～<br>17:00 | 立石亜紀子(横浜国立大学附属図書館)：フォト・ボイス調査による大学生の学習実態の把握                                           | 谷口祥一(慶應義塾大学)：多様な記述メタデータの交換・共有用スキーマとしてBIBFRAME 2.0は適切か            |
| 17:00～<br>17:30 | 植村要(図書館総合研究所)：視覚障害学生に対する図書館資料のテキストデータ化：大学図書館の迅速な環境整備のために                             | 木村麻衣子(東京大学)：漢籍著作名典拠コントロールのための反転典拠コントロールモデルの提案                    |

\* 所属等の表示は、教職員（常勤／非常勤）・院生・学部生等を問わず、「機関名」（「大学名」）等のみとしてあります。

\* 会場として使用する教室は変更の可能性があります。

第 1 会場

204 教室



# 図書館における貸与問題に関する日本図書館協会の取り組みと考え方

葉袋 秀樹

元筑波大学

qzw04141@nifty.com

## 抄録

1997 年以後、作家・出版関係者から公共図書館におけるエンターテインメント系小説について、複本削減、貸出猶予、公貸権による補償の要望が行われ、図書館関係者との間で議論が行われてきた。この問題を「図書館における貸与問題」と呼ぶ。本研究の目的は、日本図書館協会のこの問題に対する取り組みと考え方の特徴を明らかにすることである。関連文献を収集・分析した結果、審議会の終了後、報告記事が減少しており、報告記事の増加が必要であることなど 5 点の特徴が明らかになった。

## 1. はじめに

### 1.1 研究の背景

1997 年以後、公共図書館におけるエンターテインメント系小説に関する複本の抑制、公貸権に基づく補償金、貸出猶予を要望する作家・出版関係者の意見があり、図書館関係者との間で議論が行われてきた。この問題を「図書館における貸与問題」と呼ぶ。この問題について、筆者は 2016 年以後研究を進め<sup>1) 2)</sup>、日本図書館協会(略称: 日図協)の取り組みと考え方の一部を明らかにしてきた。

### 1.2 研究の目的

研究の目的は図書館における貸与問題に対する日図協の取り組みと考え方の特徴を明らかにすることである。2001~2005 年における審議会の議論と日本文藝家協会等からの共同声明の呼びかけに着目する。

### 1.3 研究の方法

文献研究を行う。関連文献を網羅的に収集し分析する。日図協による取り組みと考え方を、「審議会の議論」と「調査」から「共同声明」までに分けて、十分な調査、分析、報告、議論が行われているかという観点から検討する。

## 2. 事実経過の概要

### 2.1 審議会の議論

2001 年以後の議論の経過の要点を示す。

文化審議会著作権分科会情報小委員会「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」によって 2001 年 4 月~9 月に検討が行われた。2001 年 12 月文化審議会著作権分科会は「審議経過の概要」<sup>3)</sup>を発表した。

「図書館等における著作物等の利用に関する検討」の会が 2002 年 2 月~9 月に検討を行い、「図書館等における著作物等の利用に関する

検討結果」をまとめた。

2003 年 1 月に同分科会は「審議経過報告」<sup>5)</sup>を発表した。図書館の貸出に対する補償金制度に関する結論は、いわゆるライブラリー価格制度の導入(3.3 参照)によって対応するという方向性には、法制問題小委員会では基本的に反対はなかったが、当事者双方に「具体的な補償金制度等の在り方について協力して検討したい」という意向があることから、当面その検討を見守ることとなった。

### 2.2 その後の日図協の取り組み

2003 年 7 月、日図協は日本書籍出版協会(略称: 書協)と合同で「公立図書館貸出実態調査」を実施した(以下、「調査」という)。2004 年 3 月、「図書館における貸与問題についての見解」<sup>8)</sup>(以下、「見解」という)を発表した。同月、日図協・書協連名で、「公立図書館貸出実態調査 2003 報告書」<sup>7)</sup>を発表した。

その後、日本文藝家協会と日本ペンクラブは、日図協に共同声明への参加を呼び掛けたが、実現せず<sup>12)</sup>、2005 年 11 月、日本文藝家協会等文芸 5 団体は「図書館の今後についての共同声明」<sup>10)</sup>(以下、「共同声明」という)を発表した。

## 3. 審議会の議論

貸与問題に関する部分は次のとおりである。

### 3.1 「審議経過の概要」(2001 年 12 月)

図書館等が書籍等を貸与する場合にも「図書館等が補償金を支払うこととしてほしいとの要望」があり、理由として、「図書館の増加、図書館における貸出数の増加等により、本の購入が図書館からの貸出により代替される傾向が強まっており、著作権者の利益に対する損害が大きくなっていること」が挙げられている。

図書館側からは「図書館は幅広い読者層の形成に努め、書籍等の展示効果により購買意欲を促進し、専門的で少数しか発行されない資料の購入を支える等の役割も果たしており、図書館資料の貸出が直ちに著作権者に不当な損害を与えているとは言えず、図書館からの貸出が利用者の本の購入を阻害しているということは、まだ立証されていない」という意見等が出された。

### 3.2 「図書館等における著作物等の利用に関する検討」の会の検討結果(2002年9月)

「図書館側からは、補償金制度導入の可能性について反対はなかったが、権利者団体側において、実現・運用可能な補償金制度の具体的内容を検討した後、両者間の協議を行うことで、両者の意見が一致した。(法改正の具体的な内容に係る検討は、その後に行う。)」 「可能性」である点に注意する必要がある。

### 3.3 日図協委員の報告(2003年1月)

酒川玲子(ワーキング・グループ委員、前日図協事務局長)は、2003年1月に『図書館雑誌』で次のように述べている<sup>6)</sup>。

- ・予算のある、なしにとどまらず、「補償金を払う論理、(中略)払わない論理を明確にしていかなければならない」
- ・著作権課の見解(第38条第5項の視聴覚資料等の非営利・無料の貸出に係る補償金の規定に「書籍等」と書き加えることによって法改正できる)を図書館側は「容認したわけではない」
- ・図書館予算中で支出することになり、「減少している資料費をさらに圧迫すること」になり、「図書館の振興をも阻害することになる」
- ・この点は権利者側も理解し、「文芸の興隆という意味から」新たな立法を求める案が権利者側の委員より出され、図書館側の同意が求められたが、「現状では国にそれを期待することは考えられず、同意はしていない」
- ・当事者間で忌憚のない話し合いと図書館界での論議を行わなければならない。状況を広く図書館全体に知らせて関心を喚起し、市民も交えた論議の場を設定し、著作者、出版社、書店、図書館、利用者等が納得できる合意の形成に努めたい。

### 3.4 審議会における議論について

反対理由を示し、『図書館雑誌』の記事で報告しているが、詳細なものとは言えない。著作

権課の見解には賛成せず、国には公貸権に関する新たな立法は期待できないと述べているが、そう考える理由の説明が必要である。

南亮一(国立国会図書館)は、2005年に、海外の公貸権制度の問題点を指摘するとともに、著作権課の見解について、「議事録を見る限りではこの問題についての議論はほとんどなされていない」、「当事者が合意していないはず」であり、「権利者側も図書館側も望んでいないような結論」と評している<sup>12)</sup>。

## 4. 「調査」から「共同声明」まで

### 4.1 「公立図書館貸出実態調査2003報告書」(2004年3月)

#### (1) 日図協の態勢

2003年1月の常務理事会で、公貸権等に対する会員の意見集約のためのアンケートを検討し、「時期を見て検討する」ことになった。

9月に、常設の著作権委員会のもとに貸与問題特別検討チームを設置し、2004年度まで活動した。委員は、常世田良(担当常務理事)(浦安市立図書館)、糸賀雅児(慶應義塾大学、常務理事)、前田章夫(大阪府立中之島図書館、常務理事)、南亮一(国立国会図書館)、吉田直樹(東京都立中央図書館)の5氏である。

#### (2) 調査結果に対する意見

付け加えるべきものとして次の意見がある。

図書館側では、西川馨(図書館計画コンサルタント代表)が英国の図書館提供率の算出式を示しているが、試算は行っていない。

作家・出版社側では、三田誠広(作家)が大規模な図書館における複本の存在等3点を指摘している。なお、日本文藝家協会としては、図書館との共同によって、国に公貸権による補償金を要請する方針に転換した。

研究者では、根本彰(東京大学)が調査結果の分析を行い、文芸書の図書館提供率が高いこと、複本がなくても、初刷り数万部~10万部程度の文芸書にとって貸出冊数は小さいとは言えないことを指摘している。ただし、受賞図書収集の少なさに対しては、理由として、資料費の減少を挙げ、ミステリ等に関する新たな調査の必要性は指摘していない。

#### (3) 「調査」に関する取り組みについて

日図協は、調査結果の詳細な分析を行っておらず、8氏の意見のまとめも行っていない(作家・出版社側も同様である)。委員個人名の記

事ではなく、ワーキング・グループとしての意見が望ましい。

#### 4.2 「図書館における貸与問題に関する見解」 (2004年3月)

##### (1) 検討の内容

2003年11月の常務理事会で、当面、「公貸権の可能性については否定しないが、公貸権導入国並みのレベルに図書館が発展するまでは時期尚早であるとの立場で臨む」こと、この問題の「状況、論点、対応策などについて整理した文書」を作成し、会員や図書館での論議を深めるよう取り組むことを確認した。

2004年2月段階では、資料として解説を付す予定であった。3月の評議員会で、糸賀常務理事は、「見解」は「当面の見解」であり、会員のパブリックヒアリングを経て、5月の評議員会で「大きな方向性」を決める予定を考えていると述べたが、5月の評議員会では、共同声明等に関する議論に終わり、新しい意見は出ていない。解説記事は掲載されていない。

##### (2) 発表後の取り組み

2004年2月の「2004年度事業計画」では、貸出実態調査「結果の分析のほか、複本、貸出猶予などの権利者側の主張にも対応した協会の見解を示す。公貸権に関する見解をまとめ、普及する」とある。

2005年2月の「2005年度事業計画」では、出版流通研究委員会に「「公立図書館の貸出・複本問題資料集」(仮題)の編集・刊行と普及」が挙げられている。

##### (3) 「見解」に関する取り組みについて

「見解」の内容は抽象的、説明不足で、「状況、論点、対応策などについて整理した文書」とは言い難い。当時意図していた解説が必要である。「日本の公共図書館の水準の著しい貧しさ」を指摘し、充実すべき指標として図書館数、資料、専門職を挙げているが、どの国、どの水準を比較対象とするのかを明確にする必要がある。問題は貸出冊数である。3つの指標が貧しくても、貸出冊数が多い場合がある。

貸与問題特別検討チームを設置して2か月後の常務理事会で、公貸権問題に対する立場を決定している。十分な検討時間があったのか疑問がある。

常務理事会で「導入国並みのレベルに図書館が発展するまでは時期尚早」の方針を定め、「見解」で課題を示しているのであるから、定期的

に取り組みと「見解」の再検討が必要である。

会員の意見集約アンケート、「整理した文書」の作成、「見解」資料の作成、「権利者側の主張にも対応した」見解の提示と普及、資料集の編集・刊行の実施に関する報告が必要である。

#### 4.3 「図書館の今後についての共同声明」

(2005年11月)

##### (1) 申し入れ

2004年5月の常務理事会で、三田からの「共同の取り組みを日本ペンクラブも含めて行うための協議をしたい、との申し入れ」の報告があり、6月の常務理事会で、糸賀常務理事が懇談したことが報告され、「共同の取り組みや共同声明ができるか」検討を重ねることとなった。

5月の評議員会では、常世田常務理事が「共同声明を出そうという話が、文藝家協会とペンクラブからあった」「公共貸与権については、協会は賛成できない」「手を組めるところで共同声明を出したい」と発言している。

##### (2) 「共同声明」の内容

「共同声明」の要点は次のとおりである。「図書館の衰退は、国民の知る権利、学ぶ権利を奪い、またこの国に固有の文芸文化の衰退をもたらします。その点では、図書館関係者と文芸著作家は共通の認識をもっている」「文芸文化を護るという観点から、ヨーロッパなどの先進諸国では、すでに図書館での無料貸出に対して、公貸権(Public Lending Right)が設定され、著作者に対して国家基金による補償金が支払われています。先進国を自負する日本においても、著作者等に対して何らかの補償金制度の実現が検討されるべき時期に来ている」

要望は末尾に記載されている。「国と地方公共団体に対し、次のような要望を共同声明として表明します。①図書館予算の増大。②専門知識をもつ図書館司書の増員。③国家または公的機関による著作者等への補償制度の確立。」

解説はなく、声明の裏付けとなる図書館の現状分析等は示されていない。

##### (3) 「共同声明」以後の日図協の意見

2005年12月、『図書館雑誌』「NEWS」欄に「「図書館の今後についての共同声明」出される」<sup>11)</sup>

(以下、「記事」という)が掲載された。声明の概要を紹介し、「図書館への理解、協力を示されていることについては心から感謝する」が、著作者等への補償制度が図書館の貸出しに対する補償金との考え方をされていることには

「賛成できない旨をかねてから表明している」と述べているが、共同声明の申し入れがあったことには触れていない。申し入れに対する対応の経過・内容については、2006年の「会勢報告」、理事会、評議員会でも報告されていない。

南は、2005年の記事で申し入れがあったことに言及している<sup>9) 13)</sup>。

#### (4)「共同声明」への対応について

「共同声明」の申し入れに対し、どのような経緯と理由で不参加を判断したのか、どの点で見解が異なるのか、貸出に対する補償金の考え方に対する不賛成の態度をどこで表明したのか、なぜ不賛成なのかは示していない。貸出に対する補償金ではない文芸振興策としての作家支援策を主張するのであれば、そのような意思表示が必要である。

#### 5. まとめ

日図協の取り組みと考え方の特徴として、下記の点がある。

第一に、審議会で議論が行われていた時期までは、『図書館雑誌』に報告記事や資料が掲載され、会員に報告が行われている。それ以後は報告記事が減少しているため、報告記事の掲載の増加が必要と思われる。

第二に、審議会では公貸権に対する反対理由が明らかにされている。①読者層の形成、購買意欲の促進、専門的資料の購入を行っている、②図書館資料費が減少する、③新たな立法の見込みはない、の3点である。公貸権の必要性に関する項目は①のみで、②③はその方法に対する反対意見である。詳しい説明とデータの公開が必要と思われる。

第三に、「調査」については、調査結果と8氏の意見の分析が必要と思われる。根本の初刷り数万部～10万部程度の文芸書等に関する意見をどう評価するかが重要である。

第四に、「見解」については、「整理した文書」の作成、付属資料の作成、「権利者側の主張にも対応した」見解の提示と普及、資料集の編集・刊行、会員の意見集約アンケート等、議論を深めるためのアイデアは示されているので、確実に実行することが必要と思われる。

第五に、酒川と「見解」が述べている「広く国民がこの論議に参加できる機会」を設けることが必要と思われる。

作家・出版社側の特徴として次の5点が考え

られる。今後検討したい。①要望の内容が途中で変化している。②最終的に、所管課の案と異なる方法を選択している。③調査結果のまとめを行っていないため、調査の成果を活かしていない。④「共同声明」には解説がなく、図書館の現状や問題点の分析が見られない。基本的性格（貸出に対する補償か文化政策か）が不明確である。⑤個人の意見や団体の声明にとどまり、補償のための制度の具体案が示されていない。

#### 注・引用文献

(3以後は発表年月順配列)

- 1) 葉袋秀樹「出版関係者からの複本削減等の要望に関する図書館関係者の議論の方法」『日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集』2016年度, 2016, p. 13-16.
- 2) 葉袋秀樹「公共図書館の貸出が図書の販売に与える影響に関する議論の特徴」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2016年度, 2016, p. 21-24.
- 3) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会審議経過の概要」2001. 12.
- 4) 酒川玲子「図書館等における著作物等の利用に関するWGの活動について」『図書館雑誌』95(12), 2001. 12, p. 958-960.
- 5) 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会審議経過報告」2003. 1.
- 6) 酒川玲子「著作権の権利制限の見直しをめぐる状況—「図書館等における著作物等の利用に関する検討結果」の報告」『図書館雑誌』97(1), 2003. 1, p. 48-51.
- 7) 日本図書館協会、日本書籍出版協会『公立図書館貸出実態調査2003報告書』2004. 3, 64p.
- 8) 日本図書館協会「図書館における貸与問題についての見解」『図書館雑誌』98(4), 2004. 4, p. 196.
- 9) 南亮一「図書館をめぐる著作権に関する最近の動向」『図書館雑誌』99(7), 2005. 7, p. 430-433.
- 10) 日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本推理作家協会、日本文藝家協会、日本ペンクラブ「図書館の今後についての共同声明」2005. 11.
- 11) 「「図書館の今後についての共同声明」出される—日本文藝家協会など5団体」『図書館雑誌』99(12), 2005. 12, p. 826.
- 12) 南亮一「公貸権制度」『図書館と著作権』名和小太郎、山本順一編、日本図書館協会（インターネット時代の図書館情報学叢書, 1), 2005. 10, p. 124-138.
- 13) 南亮一「公共貸与権をめぐる国際動向」『カレントアウェアネス』286, 2005. 12, p. 18-21.

# 公立図書館における医学薬学分野の選書分析

松本直樹(慶應義塾大学) matsumoton@keio.jp

池谷のぞみ(慶應義塾大学) nozomi.ikeya@keio.jp

桂まに子(京都女子大学) katura@kyoto-wu.ac.jp

## 抄録

公立図書館において課題解決支援サービスの一環として医療健康情報サービスが実施されるようになってきている。医療健康情報サービスでは、さまざまなサービスが提供されているが、コレクション構築、特に図書の収集提供は基本的なサービスの一つである。本研究では、全国の公立図書館における医学薬学分野に関する図書の選書に影響を与える要因を調査した。その結果、市区町村立図書館は利用の多い図書を選定する傾向にある一方、専門的な図書はあまり購入しない傾向が見られた。

## 1. はじめに

公立図書館において課題解決支援サービスの一環として医療健康情報サービスが実施されるようになってきている。医療健康情報サービスにはさまざまなサービスがあるが、コレクション構築、特に図書の収集提供は基本的なサービスの一つである。医療健康情報に関わる図書には、医療従事者向けに書かれたものから、エビデンスに基づかない療法に関するものまでさまざまなものがある。

本研究では、全国の公立図書館の蔵書のうち、医療健康情報と密接に関わる医学薬学分野の図書の収集状況を調査し、選書の実態を明らかにする。

## 2. 先行研究

医療健康情報サービスの選書と関連する研究として杉江(2007)<sup>1)</sup>は健康分野に関わるレファレンス資料の所蔵状況を調査している。また、岡部他(2012)<sup>2)</sup>は図書館員を対象とした半構造化インタビューを行い、科学的合理性を欠く図書選定について図書館の規模別に質的な分析を行っている。さらに、大谷他(2014)<sup>3)</sup>は代替医療本および疑似科学批判本の所蔵状況を調査している。これらの研究は医療健康情報に関わる図書のうち、その一部の側面に着目した研究である。本研究では複数図書館の蔵書を調査することにより、広範な医療健康情報関連図書の選定に影響を与える要

因を明らかにする。

複数図書館の蔵書を横断的に調査した研究のうち、本研究に比較的近いものとして大場他(2012)<sup>4)</sup>は複数の館種の図書館の収集状況を話題性、網羅性、発行形態などの観点から分析している。本研究はそうしたマクロ的研究と比較した場合、医療健康という領域限定の研究に位置付けられる。

公立図書館に置くべき医療健康に関わる図書については、一般的に質の高さ、広範性、新鮮さなどが選書の基準として挙げられる。より具体的には、市川他(2007)<sup>5)</sup>、ケニヨン他(Kenyon, Andrea)(2007)<sup>6)</sup>、「市民への健康情報サービスのための基本図書およびWEB情報源リスト」を作成する会(2008)<sup>7)</sup>、日本医学図書館協会他(2017)<sup>8)</sup>などが具体的な基準を整理している。

それらに概ね共通する基準として、出版年(5年以内等)、著者の適格性、目次・参考文献・索引の有無、エビデンスに基づくこと、価格の妥当性、マイナス情報の掲載、出版社等が挙げられている。

本研究では全国の公立図書館の医療健康に関わる蔵書データを株式会社カーリルが提供する図書館API<sup>9)</sup>で収集した上で、主に書誌情報に収録されている価格、出版社、索引の有無等に着目し、それらが選定にどのような影響を与えているかを明らかにする。その際、市区町村立図書館(以下「市区町村」と都道府県立図書館(以下「都道府

県)では、求められる役割が異なることから、それぞれを区別して違いを確認する。また、選書に際してはリスト発注が多いこと<sup>10)</sup>からその影響についても分析する。また、医療健康情報の収集では患者数が少ない、あるいは稀な病気に関する図書が収集されず多様性に欠けるとの指摘があることを踏まえ<sup>11)</sup>、それらの実態を分類の観点から分析する。

### 3. 分析方法

先行文献を踏まえて、医学薬学分野の図書をいくつかの観点から分析する。

はじめに出版社について、日本医書出版協会加盟出版社、新刊急行ベル対象出版社、その他、という出版社類型に分けて分析する。日本医書出版協会は医学及び医学関連領域の専門書を出版する出版社の集まりである<sup>12)</sup>。新刊急行ベル対象出版社は株式会社図書館流通センター (TRC) による『週刊新刊全点案内』で「新刊急行ベル」収録対象図書を出版する出版社 (232 社) である<sup>13)</sup>。ここでは、比較的優先的にリストに掲載されている図書が選書にどのような影響を与えているかを検討する。「その他」はそれ以外の出版社である。なお、カテゴリ間の出版社の重複はない。

つぎに価格と索引の分析を行う。索引付きの場合、問題解決をより重視した著作と評価できる。索引のデータはNDL-OPACで提供されている日本全国書誌の書誌データの注記欄で確認した。さらに、医療健康情報サービスの蔵書は、多様性が欠けているとの指摘があることはすでに述べた。このことについて、分類の観点から分析を行う。

上記の分析に際しては、貸出率 (所蔵図書冊数に対する貸出し中・予約中の図書の比率) を算出して、上記の指標と組み合わせて分析を行う。値は高いほどよく借りられていることになる<sup>14)</sup>。当然、貸出しを重視して選書した場合、この値は高くなる。

今回、調査を行う図書は調査時点において出版からそれほど時間が経過していないものを対象としており出版年という面では共通である。また、目次はほとんどの図書が掲載しているため分析から外した。

### 4. 調査対象

2015 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日までに国立国会図書館で書誌作成の完了した図書のうち、国立国会図書館が付与している NDC (第 9 版) の第二次区分が 49 であるものを対象とした。国立国会図書館の納本率は 100%ではないが、多様な図書を比較的網羅的に収集できると考えたためである。データは、NDL-OPAC の「全国書誌提供サービス」の「全国書誌」から上記期間中の図書の書誌情報をダウンロードした。件数は 1,313 件であった。このうち ISBN が付与されていた 1,137 件を対象とした。

所蔵に関わるデータは以下のように取得した。ISBN をキーにして、株式会社カーリルが提供している図書館 API を使用して検索可能な 1,261 館に対して調査を実施した。対象とした図書館のカテゴリは SMALL, MEDIUM, LARGE, BM である。今回の調査では公民館図書室も含めている。但し上記カテゴリに含まれるもののうち、国立国会図書館、横断検索システム、大学図書館は除いた。図書館 API では「全国の OPAC 対応図書館のほぼすべてを網羅するリアルタイム蔵書検索機能」<sup>15)</sup>が提供されているとされている。なお、図書館 API は 1 時間あたりのリクエスト件数を最大 1,000 件に設定しているため、データ取得は 2016 年 11 月から 1 月にかけて実施した。

### 5. 調査結果

取得したデータは 1,433,733 件である。一部、取得したデータが文字化けしていたもの、所蔵データが変則的な表示となっていたものは分析から除いた。

まず、今回調査した対象図書の基本データは表 1 のとおりである。表の数値のうち、価格の平均値と中央値に大きな開きがあるのは一部に非常に高価な図書があるためである。

今回調査した 1,137 件の図書のうち、1 館以上で所蔵していたのは 1,004 件 (全体の 88.3%) であった。市区町村が 79.6%、都道府県が 78.3% をカバーしていた。後者は館数を考慮すると多様な図書を選定していることが伺える。

表1 対象図書の基本データ

|                |               |         |
|----------------|---------------|---------|
| 価格 (円)         | 平均値           | 3,287.8 |
|                | 中央値           | 2,100   |
| 出版社ごとの出版点数 (点) | 日本医書出版協会加盟出版社 | 217     |
|                | ベル対象出版社       | 270     |
|                | その他           | 650     |
| 索引の有無 (点)      | 有り            | 450     |
|                | 無し            | 687     |
| 平均貸出率          |               | 14.2%   |

選定された図書の平均価格は表2のとおりである。出版物全体の平均と比較すると、都道府県、市区町村ともに大幅に安い。出版物全体の中央値はこれらの数値の間である。市区町村はより安いものを選定している。なお、価格と選定点数との相関係数は都道府県が $-0.1703$  ( $p = 0.00 < 0.05$ )、市区町村が $-0.2208$  ( $p = 0.00 < 0.05$ )であり、係数はともにマイナスだった<sup>16)</sup>。また、価格と貸出率の相関係数は $-0.25974$  ( $p = 0.00 < 0.05$ )であった。以上から、図書館の中でも特に市区町村は価格の安い図書を選定する傾向のあることが分かった。また、価格の安い図書は貸出率が高い傾向も見られた。

表2 選定された図書の平均価格

|      |         |
|------|---------|
| 都道府県 | 2533.9円 |
| 市区町村 | 1524.0円 |

つぎに、出版社別の選定状況は表3のとおりである。「全体」は出版社類型ごとの出版点数の比率である。日本医書出版協会加盟出版社の図書は出版点数と比較して選定されていない。その傾向は市区町村で顕著である。ベル対象出版社の図書は、出版物全体に占める比率と比較すると、特に市区町村で積極的に選定されている。「その他」は、日本医書出版協会ほどではないが出版点数と比較すると選定されていない。貸出率は日本医書出版協会、ベル対象出版社、その他の順に8.0%、19.8%、14.6%であり、ベル対象出版社のものがよく借りられている。ここから、図書館はよく利用される可能性のあるベル対象出版社の図書を積極的に選定している傾向が読み取れる。

表3 出版社別の選定状況

|          | 全体    | 都道府県  | 市区町村  |
|----------|-------|-------|-------|
| 日本医書出版協会 | 19.1% | 11.9% | 1.6%  |
| ベル対象出版社  | 23.7% | 47.4% | 66.7% |
| その他      | 57.2% | 40.7% | 31.6% |

索引の有無から見た選定状況は、表4のとおりである。市区町村と比較して都道府県は「あり」を積極的に選定しているが、全体との比較ではほぼ同程度である。市区町村は都道府県と比較して「なし」の比率が高い。貸出率は「あり」が10.2%で「なし」は16.9%である。「なし」の方が貸出率が高い。なお、先ほどの出版社類型ごとに索引の有無を確認すると、日本医書出版協会が最も多く(84.3%)、続いて「その他」(32.0%)、ベル対象出版社(21.9%)の順番であった。

表4 索引の有無から見た選定状況

|    | 全体    | 都道府県  | 市区町村  |
|----|-------|-------|-------|
| 有り | 39.6% | 39.3% | 23.1% |
| 無し | 60.4% | 60.7% | 76.9% |

最後に分野を確認する。所蔵点数としては498.3—個人衛生(14,752点)、498.5—食品・栄養(7,378点)、493.7—神経科学(5,895点)が多い。出版点数との比では491.3—生理学(同分野の出版点数の177倍、以下同じ)、494.8—皮膚科学(133倍)、494.5—腫瘍(116倍)が多く選定されている。全体として出版点数と所蔵点数の相関係数は0.886(都道府県は0.890、市区町村は0.879)(全て $p = 0.00 < 0.05$ )であり、分野に関しては出版点数に連動して選定される傾向が強い。

分野ごとの貸出率について出版点数が10点以上の図書について検討した。出版点数に対する所蔵点数の比(上記の177倍等の数値)と、貸出率の相関係数を算出すると0.4642( $p = 0.01 < 0.05$ )であり中程度の正の相関が見られた。

以上から、図書館は分野に関して出版点数と連動して図書を選定しているが、その中でも比較的ニーズのある分野の図書を選定する傾向のあることが分かった。

## 6. まとめ

価格では特に市区町村で出版物全体と比較して安いものが選定される傾向が見られた。出版社については、市区町村は日本医書出版協会加盟出版社が刊行する図書をほとんど選定していない。都道府県はそれらを一定部数選定しているが、出版されたものと比較すると少ない。「索引あり」の図書は、都道府県の方が選定していた。分野については、刊行点数と類似したパターンで選定する傾向が見られたが、中でもよく利用されるものが選定されていた。

調査結果からは、公立図書館、中でも市区町村は利用を意識した選書を行っている傾向が見られた。一方、専門的な図書やエビデンスを意識した図書については都道府県が重視をする傾向が見られたが、顕著とはいえない。また、分類の分析からは図書館が出版動向と独立して選定を行っていることは確認できなかった。

最後に本研究の課題について述べる。今回の研究では、図書館を都道府県と市区町村に分けて分析を行った。別の区分として医療健康情報サービスの実施館と非実施館に分けて比較・検討することも考えられる。今後の課題としたい。また、TRC新刊急行ベルの対象出版社の図書は出版割合から比較し大幅に選定される傾向が見られた。こうしたリストがどのように作成されているかの検討も重要である。今後の課題としたい。

謝辞；本研究は2015年～2018年度科学研究費補助金基盤研究（B）（課題番号：15H02788）の一貫として実施した調査研究に基づく。

### 【注・引用文献】

- 1) 杉江典子「公共図書館における健康分野のレファレンスブック所蔵状況調査」『現代の図書館』Vol. 45, No. 3, 2007, p.165-175.
- 2) 岡部晋典, 中林幸子「科学的合理性に著しく反する図書を図書館はどう取り扱っているのか：聞き取り調査を手がかりに」*Library and Information Science*, No. 68, 2012, p.85-116.
- 3) 大谷康晴, 安形輝, 池内淳「代替医療を扱った本とその批判本の所蔵：日本の国立・公共・大学図書館の調査」『日本図書館情報学会研究大会発表論文集』Vol. 62, 2014, p.125-128.

- 4) 大場博幸他「図書館はどのような本を所蔵しているか：2006年上半期総刊行書籍を対象とした包括的所蔵調査」『日本図書館情報学会誌』Vol. 58, No. 3, 2012, p.139-154.
- 5) 市川美智子, 坪内政義「地域公共図書館との連携による健康支援事業」『医学図書館』Vol. 54, No. 3, 2007, p.253-259.
- 6) Kenyon, Andrea and Casini, Barbara Palmer『公共図書館員のための消費者健康情報提供ガイド』[The public librarian's guide to providing consumer health information] 公共図書館による医学情報サービス研究グループ訳, 日本図書館協会, 2007, 262p.
- 7) 「市民への健康情報サービスのための基本図書およびWEB情報源リスト」を作成する会『公共図書館のための「健康情報の本」選定ノート』『市民への健康情報サービスのための基本図書およびWEB情報源リスト』を作成する会, 2008, 49p.
- 8) 日本医学図書館協会, 日本医学図書館協会医療・健康情報ワーキンググループ編著『やってみよう図書館での医療・健康情報サービス』（第3版）日本医学図書館協会, 2013, 191p.
- 9) 株式会社カーリル. “カーリル | 日本最大の図書館蔵書検索サイト,” <https://calil.jp/>, (参照 2017-4-12)
- 10) リスト発注でもっともよく用いられている『週刊新刊全点案内』の詳細は木下他及び尾下の文献で確認した。木下朋美, 中園長新『『週刊新刊全点案内』における新刊書籍の掲載状況』『出版研究』No. 42, 2011, p. 23-45., 尾下千秋『変わる出版流通と図書館』日本エディタースクール出版部, 1998, 136p.
- 11) 注8の文献, p. 93.
- 12) 『日本医書出版協会 50年史』では協会について「医学及び広く医学関連領域の専門書を発行する出版社で構成」されており、医学領域の専門家を主な対象としていると述べられている。日本医書出版協会『日本医書出版協会 50年史』日本医書出版協会, 2011, iii.
- 13) 対象出版社は図書館流通センター発行のパンフレット「2016年度新刊急行ベルのご案内」(p.10)で確認した。TRCの『週刊新刊全点案内』は7つのパートに分かれているが「新刊急行ベル」に掲載されている図書は、「ベル」対象出版社の出版物から図書館で利用度が高いと思われる図書を新刊選書委員会が選定し、希望する図書館に届けるものとされている。さらに、それらは『週刊新刊全点案内』の「ストックブック」欄（紹介欄が大きく書影も載る）に掲載される傾向が強い。なお、一例として『週刊新刊全点案内』（No.1955, 2016年3月15日号）における3類型のストックブック掲載率は、類型ごとに0.0%, 48.1%, 33.9%である。
- 14) 図書館APIからは、以下の貸出状況のデータを得られる。貸出可, 蔵書あり, 館内のみ, 貸出中, 予約中, 準備中, 休館中, 蔵書なし。このうち、貸出中, 予約中を貸出して算出した。
- 15) 注9のウェブサイト。
- 16) 4万円を超える図書10点は外れ値として価格に関する分析からは除いている。

池内淳(筑波大学)

atsushi@slis.tsukuba.ac.jp

抄録： 図書館法制定以降、地方公共団体の設置する図書館とは「図書館法」第二条において規定される公立図書館であると理解されてきたが、1980年代以降、図書館法上の図書館ではない公立の図書館類似施設や地方自治法上の公の施設としての図書館等の存在が指摘されてきた。本研究では、図書館法上の図書館と図書館法上の図書館でない図書館について、その境界線や要件について検討を行うとともに、次世代の図書館法において検討すべき課題について考察した。

## 1. 研究背景と問題意識

図書館法上の図書館ではない公立の図書館類似施設や地方自治法上の公の施設としての図書館等の存在が指摘されている。1950年の図書館法制定時には、図書館法に則らない公立の図書館の存在は想定されていなかったであろうこと、ならびに、従来から、こうした図書館の存在についてしばしば指摘されてきたものの、あくまでも例外的な存在として言及されるに止まり、図書館政策上の論点として十分な検討が行われてこなかったといえる。

しかしながら、近年、地方自治法や地方教育行政法の改正等により、社会教育担当部局を教育委員会から首長部局に移管する自治体が増加傾向にあることや、生涯学習施設の複合化などによって、図書館法を根拠法としない図書館が増加する可能性が示唆されている。

そこで本研究では、図書館法上の図書館と図書館法上の図書館でない図書館について、多面的に検討することで、図書館法にとって図書館とは何かを明らかにし、今後の図書館法のあり方を検討するための理論的枠組みの構築をめざす。

## 2. 図書館法上の図書館とその境界線

このような事例の端緒とされているのが京都市であり、1981年の中央図書館開館に際して、京都市社会教育振興財団(現：京都市生涯学習振興財団)を設立し、その管理・運営を委託した<sup>1)</sup>。ここでは、教育委員会が直接所管するのではなく、財団法人に管理を委託していることから、図書館法上の図書館ではないと解釈されている。例えば、1990年に森は“たとえ地方公共団体が設置した図書館であっても、教育委員会が直接に管理しない図書館

は、図書館法でいうところの「公立図書館」ではない。それかといって私立図書館でもないので、結局、これらは図書館法第二十九条にいう「図書館と同種の施設」である。このような図書館であっても、地方自治法第二四四条にいう「公の施設」であるにはちがいない”<sup>2)</sup>と述べている。

また、1964年に農村モデル図書館に指定され、自動車図書館やまびこ号の運行や貸出制限点数の撤廃等により、住民一人当たりの貸出冊数が全国1位となるなど、戦後の公共図書館史においてもしばしば言及される置戸町の図書館では、2005年に新館を建設する際、過疎債を活用するために、図書館という名称を用いることなく、置戸町生涯学習情報センターを設置した。その後、日本図書館協会を中心としたロビー活動により<sup>3,4)</sup>、過疎地域自立促進特別措置法の改正の際に、図書館施設の整備に過疎債を適用可能になるとともに、過疎債を利用して設置した施設も10年で転用可能になることが盛り込まれた。その結果、2015年に置戸町立図書館と名称を変更し、再び、図書館法上の図書館となった<sup>5)</sup>。

さらに、2012年には、神奈川県は、神奈川県の財政再建方策の一環として、県立図書館における閲覧・貸出サービスを廃止し、県立川崎図書館を閉館して、一館に集約する方向で検討していることを明らかにした<sup>6)</sup>。これに対して、図書館問題研究会全国委員会は、「神奈川県立図書館に関する緊急アピール」<sup>7)</sup>の中で、閲覧・貸出サービスを廃止することは、「図書館法」や「公立図書館の設置及び運営に関する望ましい基準」などに反しており、神奈川県に対して、法令や基準を遵守するよう求めた。さらにこれに対して、神奈川県教育委員会では、“法律上の図書館の位置付けを外すことも選択肢の一つ”とし、そうすることによって、“結果的に法律違反に該当しなくなる”など、図書館法に則らない図

書館とすることを選択肢として検討していることを明らかにした<sup>8),9)</sup>。最終的には、市民団体等による反対意見を受けるなどして、件の検討案は棄却され、閲覧・貸出サービスの継続と県立川崎図書館のKSPへの移転が発表された。

以上のように、図書館法上の図書館であるか否かといった境界線がクローズアップされる事例は少なくないが、上述の例では、法律上の定義の問題よりもむしろ、財団への管理委託、過疎債の適用の可否、図書館の統廃合や閲覧・貸出サービスの廃止といった論点に議論の重心が傾斜しており、図書館法そのものについてはほとんど議論がなされなかった。

### 3. 図書館統計調査における図書館

日本における公立図書館に関する全国規模の統計調査としては、文部科学省による「社会教育調査」<sup>10)</sup>と日本図書館協会による「日本の図書館：統計と名簿」<sup>11)</sup>がある。社会教育調査の調査対象は、図書館法第2条に規定する図書館、ならびに、図書館法第29条に規定する図書館と同種の施設とされており、さらに“当該調査では、図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したものに限定して調査”<sup>12)</sup>することが明記されている。

調査中では、図書館法第2条の図書館と第29条の図書館同種施設について明確に区別されていないものの、図書館協議会の設置館数(平成11年度調査～)、指定管理者別図書館数(平成17年度調査～)、所管別公立図書館数(平成20年度調査～)など、図書館法上の図書館であるか否かを推定することができるような項目について継続的に調査を実施している。

表1は、社会教育調査における設置者別所管別公立図書館数の推移を示したものである。調査の開始された平成20年(2008年)以来、地方公共団体の長によって所管される公立図書館数は、数としては少ないものの、着実に増加しており、2015年時点で、都道府県立図書館の4館(6.8%)をはじめ、全国で136館(4.1%)に達していることが分かる。

一方、「日本の図書館」では、収録対象を下記のように定めている<sup>11)</sup>。

『日本の図書館』掲載の公立図書館は、

図書館法第2条でいう図書館を対象とし、具体的には、下記の条件に基づき、収録する。公民館図書室は対象としていない。

- 1) これまで掲載、集計対象とした図書館は、原則として対象とする。
- 2) ただし、図書館法でいう図書館ではないことが明確になったものは対象としない。
- 3) 条例で設置され、名称が図書館である新設の図書館は対象とする。
- 4) 名称が図書館でなくても、図書館法に基づいて設置された新設の図書館は対象とする。
- 5) 複合施設の設置条例の施設構成の条項に、図書館の名称をもつ新設の図書館は対象とする。
- 6) 複合施設に付属する単なる図書室、資料室となっているものは対象としない。
- 7) 設置条例にはないが、運営、管理の規則等に、「図書館法に基づく」旨の条項がある図書館は対象とする。
- 8) すでに収録している施設との関係で、対象外とすることが不自然なものは収録する。
- 9) 以上の結果、対象外としたものであっても、必要なものはデータを掲載する。ただし、集計の対象とはしない。

原則として、図書館法第2条の図書館を対象としつつも、例外的な措置が講じられるよう弾力的な規定が含まれていることが分かる。また、ここでも、図書館法上の図書館であるかそれ以外の図書館であるかについて明確な区別はなされていない。

### 4. 図書館法上の公立図書館の条件の検討

図書館法上の図書館であるか否かについては、明確な規定はなく、どの図書館が図書館法第2条にいう図書館であり、どの図書館が第29条にいう

表1. 設置者別所管別公立図書館数(単位: 館)

|      | 教育委員会 |       |       | 地方公共団体の長 |     |     |
|------|-------|-------|-------|----------|-----|-----|
|      | H20   | H23   | H27   | H20      | H23 | H27 |
| 都道府県 | 61    | 58    | 55    | 2        | 3   | 4   |
| 市(区) | 2,459 | 2,493 | 2,511 | 3        | 99  | 126 |
| 町    | 568   | 545   | 555   | 1        | 4   | 6   |
| 村    | 45    | 46    | 51    | —        | —   | —   |
| 組合   | 1     | 1     | —     | —        | —   | —   |
| 全国   | 3,134 | 3,249 | 3,172 | 6        | 106 | 136 |

図書館同種施設であるのかについては必ずしも明かではない。そうした判断を行うための鍵となる条件としては以下のようなものが想定される。

1. 設置条例において「図書館法」を設置根拠としている
2. 設置条例において「図書館法」の条文を引用している
3. 図書館の管理運営規則等において「図書館法」の条文を引用している
4. 複合施設の設置条例において施設の一部分に「図書館」の存在が明記されている
5. 名称が「図書館」である（「図書館」が含まれる）
6. 教育委員会所管である
7. 条例の施行規則や図書館館則などが教育委員会規則である
8. その他（自身がどのように認識しているか等）

日本の図書館では、1999年および2006年の二度にわたって、設置条例中の根拠法、図書館の所管、図書館諸規則、図書館の名称、図書館協議会の設置等について全国規模の調査を実施している。表2は、2006年の調査において、設置条例における根拠法が何であるかを示したものである。合計欄が100%を超えているのは複数回答可のためである。これらの調査結果を元に、実際の設置条例を見ると、図書館法を根拠法として回答しているものの、実際には、(1)設置条例中で明確な引用を行っていないもの、(2)図書館の設置、もしくは、図書館設置条例の制定の根拠として設置条例中に図書館法（もしくは、第二条、第十条）を引用していないが、図書館奉仕等の条文を引用しているもの等が散見された。

次に、表3は教育委員会の所管であるか否かと、設置条例において図書館法を根拠法としているか否か、あるいは、図書館の諸規則が教育委員会規則であるか否かについてのクロス集計

の結果である。ここでは、図書館法を根拠法としている図書館はすべて図書館法上の公立図書館であると考えられる。しかしながら、図書館法を根拠法としていながら、教育委員会所管ではない図書館（22館）、あるいは、教育委員会所管であるものの図書館法を根拠法としていない図書館（9館）

も存在しており、森<sup>2)</sup>の主張したように、教育委員会の所管であることが、必ずしも、図書館法上の図書館であることの条件となっている訳ではないという状況が垣間見られる。

2007年の社会教育行政法の改正により、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）、および、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）については、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が管理・執行することができるようになったが、それ以前から、こうした状況にあったことが理解される。

また、図書館が教育委員会の所管であれば、図書館の諸規則は教育委員会規則であることが自然であろうが、ここでも、教育委員会所管でありながら、教育委員会規則ではない図書館（92館）、あるいは、教育委員会所管ではないものの、教育委員会規則となっている図書館（11館）が存在している。

さらに、表4は、図書館協議会の設置状況と、図書館法を根拠法としているか否か、あるいは、教育委員会所管であるか否かについてのクロス集計の結果である。周知の通り、図書館協議会は図書館法第14条～第16条に規定されている。必置義務はないため、図書館法を根拠法としていたとしても、必ずしも図書館協議会が設置されている訳ではないことは想像に難くないが、その一方で、図書館法を根拠法としていないにも拘わらず、図書館協議会を設置している図書館（160館）のあることは

表2. 設置条例中の根拠法（単位：館）

|       | 都道府県立 |        | 市区町村立 |        |
|-------|-------|--------|-------|--------|
|       | 館数    | 比率     | 館数    | 比率     |
| 図書館法  | 49    | 80.3%  | 2,342 | 87.7%  |
| 地方自治法 | 3     | 4.9%   | 169   | 6.3%   |
| その他   | 2     | 3.3%   | 39    | 1.5%   |
| 根拠なし  | 10    | 16.4%  | 195   | 7.3%   |
| 無回答   | 1     | 1.6%   | 63    | 2.4%   |
| 合計    | 65    | 106.6% | 2,808 | 105.2% |

表3. 教育委員会の所管（単位：館）

|            | 図書館法根拠 |     | 教育委員会規則 |     |
|------------|--------|-----|---------|-----|
|            | ○      | ×   | ○       | ×   |
| 教育委員会所管    | 1,394  | 190 | 1,458   | 92  |
| 教育委員会所管でない | 22     | 9   | 18      | 11  |
| 無回答        | 926    | 129 | 2       | 0   |
| 合計         | 2,342  | 328 | 1,478   | 103 |

表 4. 図書館協議会の設置(単位:館)

|       | 図書館法根拠 |     | 教育委員会所管 |    |
|-------|--------|-----|---------|----|
|       | ○      | ×   | ○       | ×  |
| 協議会あり | 1,534  | 160 | 1,000   | 19 |
| 協議会なし | 620    | 115 | 462     | 9  |
| 設置予定  | 87     | 5   | 59      | 1  |
| 類似あり  | 58     | 15  | 39      | 1  |
| 無回答   | 43     | 33  | 24      | 1  |
| 合計    | 2,342  | 328 | 1,584   | 31 |

興味深い。この要因の一つとしては、「図書館協議会」が図書館法上の公立図書館によって名称独占されている訳ではないことが想定される。また、教育委員会所管でないものの図書館協議会を設置している図書館(19館)も存在した。

## 5. 図書館法の今後

以上のように、図書館法上の公立図書館を規定する明確な基準は必ずしも存在していないか、もしくは、その基準が共有されていない状況にあると言えるであろう。図書館法では、図書館の管理・運営を実施する主体を明記しておらず、社会教育機関であることから、教育委員会が所管することが当然と考えられてきたものの、関連法令等の改訂により、やや曖昧な状態に陥っている可能性が示唆される。

他方、西崎<sup>15)</sup>によれば、図書館法第29条において、図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる、とされているのは、図書館の名称独占を行わず、国民の間で行われる種々の自由な活動を想定していることが述べられている。したがって、現在のように、さまざまな経緯や制約によって、地方公共団体が機能的に公立図書館とほぼ同一の図書館同種施設を設置・運営することは想定されていなかったものと考えられる。このことは、第29条が図書館法第3章(私立図書館)中の条文であることから推察される。

次世代の図書館法を検討する上では、情報環境の変化、ならびに、市民の学習、研究、余暇、読書、情報行動といった態様の変化を捉えることが重要であることは言うまでもないが、図書館法上の公立図書館や図書館同種施設等を明確に定義し、法律の効力の及ぶ範囲を確定することが肝要であろう。

## 【注・引用文献】

- 1) 京都市生涯学習振興財団の沿革。  
[http://web.kyoto-inet.or.jp/org/asny1/asnydata/zaidan\\_enkaku.html](http://web.kyoto-inet.or.jp/org/asny1/asnydata/zaidan_enkaku.html)
- 2) 森耕一編. 図書館法を読む. JLA. 1990, 277p.
- 3) 図書館建設を過疎対策事業債の対象事業にすることについて. JLA. 2009.  
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/20090707.html>
- 4) 過疎地域自立促進特別措置法改正と新たな図書館の設置に関する措置について(ご連絡とお願い). JLA. 2010.  
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/201005.html>
- 5) 置戸町. 図書館の沿革.  
[http://www.town.oketo.hokkaido.jp/kyouiku\\_bunka/library/tosyokannorekishienkaku/](http://www.town.oketo.hokkaido.jp/kyouiku_bunka/library/tosyokannorekishienkaku/)
- 6) 「県立図書館の閲覧・貸し出し廃止、川崎は廃館」と県教委方針／神奈川. 神奈川新聞. 2012年11月7日.
- 7) 図書館問題研究会 全国委員会. 神奈川県立図書館に関する緊急アピール. 2013.  
<http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/>神奈川県立図書館に関する緊急アピール/
- 8) 図書館法から「県立2館除外」案 閲覧廃止が法抵触の指摘受け、県教委／神奈川. 神奈川新聞. 2013年2月21日.
- 9) 図書館法除外を県教委が検討、「県民への背信」と専門家らが批判／神奈川. 神奈川新聞. 2013年2月20日.
- 10) 文部科学省. 社会教育調査.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm)
- 11) 日本図書館協会調査事業委員会編. 日本の図書館:統計と名簿.JLA.
- 12) 文部科学省. 社会教育調査・用語の解説.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa02/shakai/yougo/1286911.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/yougo/1286911.htm)
- 13) 日本図書館協会“公共図書館の条例・規則調査の結果について”. 図書館雑誌. 2000年8月号, p.578-579.
- 14) 図書館の状況について 報告書:2006年『日本の図書館』付帯調査. JLA. 2009, 88p.
- 15) 西崎恵. 図書館法. JLA. 1999, 202p.

# 共同作業としての公共図書館レファレンスサービス

田村俊作<sup>†</sup>  
<sup>†</sup> 元慶應義塾大学  
tamaran@z3.keio.jp

池谷のぞみ<sup>‡</sup>  
<sup>‡</sup> 慶應義塾大学文学部

## 抄録

独立したレファレンス担当係を持つ公共図書館においてフィールドワークを行い、レファレンスサービスが係を中心に図書館職員によって共同的に達成されていること、レファレンス担当係員は、係長・主任を中心に、調整によりレファレンス業務に継続性と整合性を持たせる役割を担っていることを明らかにした。

## 1. はじめに

大多数の公共図書館でレファレンスサービスは業務として日常的に遂行されている。そのため、レファレンスサービスが図書館員による共同的な実践であることは当然のこととされて、その「共同性」が具体的にどのようにして達成され経験されているかは問われてこなかった。レファレンスサービスに関する技能も、個々の職員が習得すべきものとされ、研修の方法についてはさまざまな工夫がなされてきた一方、業務の中での技能習得については、ほとんど論じられていない。簡単な文献調査をしてみても、レファレンスサービス関連の研究は、サービスの実践報告、研修の報告、サービスの利用に関わる調査・研究などがほとんどで、サービス自体がどのように組織化されているかについて正面から取り上げているものは見当たらなかった。

しかし、レファレンスサービスの今後を考えるためには、こうした皆が重要と考える要素を個別に取り上げるだけでなく、そもそもどのような人々がどのように組織的に動くことによって、どのようなレファレンスサービスが成り立っているのかを知ることが必要である。

本発表は、公共図書館でのフィールドワークをもとに、①どのような環境・運営体制の下で、どのような資源を用いて、②図書館員同士あるいは利用者とのどのような相互作用を通じて、③レファレンスサービスがいかに関々の業務として共同的に実践されているのかを記述することを目的とする。

## 2. 研究方法と調査図書館の概要

2016年6月より関東地方にある公共図書館、「多満蘭図書館」(以下T館)<sup>(1)</sup>でフィールドワークを行っている。

T館は複合施設の中にある図書館で、施設の複数階を占めている。一番下の階(以下下階)は文学、文庫本、雑誌、新聞が排架された一般閲覧室と児童室とで構成されている。その上の階(以下上階)は、文学以外の一般書と新聞のバックナンバーが排架された一般閲覧室と、レファレンスブックと地域資料等が排架された参考図書室等で構成されている。両階とも入口があるほか、上階と下階は内階段で結ばれているため、利用者は館内で上階と下階との間を行き来できる。展示等はテーマに合わせて上階でも下階でも随時行っている。

両階ともカウンターがあり、レファレンス質問は両階で受けているが、レファレンスカウンターは上階にある。そのため、フィールドワークは上階を対象として、下階は調査していない。

本調査では、ほぼ毎週1回毎朝のミーティングへの参加からはじめ、選書等レファレンスサービス担当職員が参加する会合に同席するなど、レファレンス担当職員の日々のさまざまな活動に同席するようにした。また、レファレンス事例の検討会に参加している。利用者の個人情報へのアクセスは認められないため、カウンターの観察やレファレンス回答記録の閲覧は制限された状況で行った。

## 3. 上階の閲覧室とカウンター

### 3.1. 閲覧室

参考図書室にはレファレンスブックが排架さ

れているほか、データベース検索用 PC やインターネット検索ができる PC が複数台設置されている。また、OPAC 端末と国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス用端末、持込 PC が使える閲覧席、コピー機等がある。PC 席および閲覧席は申込制である。

一方、一般閲覧室には文学・文庫本以外の一般書が排架された書架の他、個人用および 6 人がけの閲覧机、ソファ、OPAC 端末、自動貸出機などが置かれている。一般閲覧室の閲覧席は申込不要である。

### 3.2. カウンターまわり

上階のカウンターは、参考図書室と一般閲覧室の両方にかかるような形で、図のように配置されている。

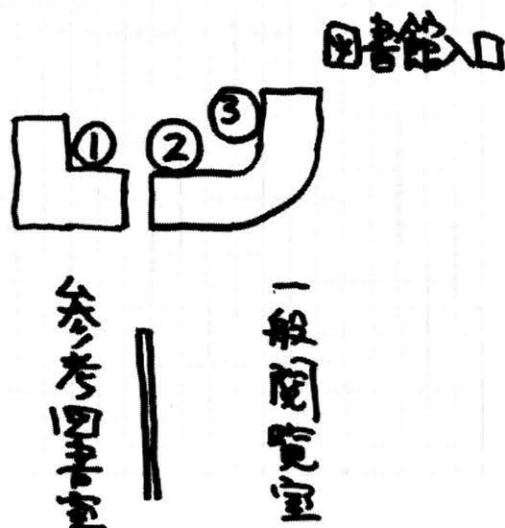


図 上階カウンター配置

カウンターのうち参考図書室に向いている側（以下窓口①）には正規職員が配置され、上に「かりる」と「本のそうだん」というサインがある。

一般閲覧室に向いている側には正規職員（以下窓口②）と嘱託員（以下窓口③）が配置されている窓口がある。窓口③の上には「かりる」「かえす」というサインがあるが、窓口②の上には利用者向けのサインはない。

窓口③の左手には上階の図書館入口がある。また、カウンターの後ろには作業室があり、窓口①と窓口③の後ろにそれぞれ作業室の入口が

ある。カウンタースペースと作業室の間の仕切り壁には本などが横置きできる張出のついた書架がある。書架にはレファレンスブックや事務書類の入ったボックスファイルと共に、図書付録の CD・DVD が排架されている。

## 4. 運営体制

### 4.1. ライン組織、班、分野、業務チーム

運営の基本はライン組織で、庶務係や利用者サービス係などの係に分かれている。

図書館には正規職員の他に多数の嘱託員が働いている（両者を合わせてここでは職員と呼ぶことにする）。嘱託員は勤務曜日が定められ、担当業務が割り振られている。

一方、庶務係以外の正規職員は大きく二つの班に分けられて勤務日が決まっている。金曜日から月曜日にかけての週末・週明けは職員が半数勤務の態勢となるため、2 班が交互に勤務している。また、早番と遅番がある。

庶務係以外の正規職員はまた、人文、社会、自然、文学等の資料分野を割り当てられている。各分野の担当職員は、選書の他、分野の書架の管理を分担している。

広報、統計、研修、システム等全館に関わる業務は、係横断のチームが担当している。

この他に、正規職員はカウンターの当番がある。一回 2 時間、一日 4 時間を限度に、前図①や②の窓口を担当する。

一方、嘱託員は、前図③等嘱託員が配置される窓口を担当する他、排架、書庫出納、配属された係で割り当てられた業務等を担当する。

以上のように、T 館の職員は、正規も嘱託員も複数の異なる役割を担って動いている。また、曜日と時間によって勤務する職員が変わる。臨時に飛び込んでくる業務もある。そのため、毎日正規職員・嘱託員それぞれのカウンター表が作成され、各職員の時間ごとの業務が調節される。カウンター表は毎朝のミーティングで各係・担当によりチェックされる。その時々係・担当の職員の状況や臨時の業務などが共有されることで、その日の各人の業務の大枠が定められ、共有される。したがって、カウンター表はかなり頻繁に修正される。

### 4.2. レファレンス係

レファレンス業務はライン組織の中に位置づけられ、複数の正規職員と嘱託員が配属されたレファレンス係によって担われている。

レファレンス係は参考図書室・カウンターの維持管理およびレファレンス質問の処理の責任を負うほか、他機関への照会や紹介状等に関する業務、地域資料等の維持管理も担当している。レファレンス係の職員は、カウンター当番や排架、機器の立ち上げ等係で共通する業務の他に、データベースの管理等、正規職員も嘱託員も、各人の担当業務が定められている。

しかし、レファレンス係員のみでレファレンスサービスが運営されているわけではない。4.1.で述べたように、庶務担当以外の正規職員は、特定分野の選書を担当するが、その中にはレファレンスブックの選書も含まれている。参考図書室の本も一般閲覧室の本も正規職員によって共同的に選択されているのである。

また、前図で窓口の①と②はレファレンス係員および庶務担当以外の正規職員が交代で配置されている。このうち窓口①にはレファレンス係員と司書職の職員が配置され、窓口②にはさらにその他の正規職員も配置されるのが一応の原則である。つまり、選書やカウンターでの応対といった重要な局面で、レファレンスサービスは他部署の職員も含む正規職員によって担われている。

## 5. カウンターの運用

### 5.1. 三つの窓口

3.2.で見たように、上階のカウンターには窓口が三つあり、それぞれおおむね次のように運用されている。

#### (1)窓口①

レファレンス質問の受付と回答の他、参考図書室内のコピー機や閲覧席の管理、参考図書室の利用者の応対などを行う。この窓口のみ利用者用の椅子があり、通常は着席して応対する。

レファレンス質問への対応は長時間のものが多く、30分を超えることも少なくない<sup>(2)</sup>。PCで検索をし、参考図書室や一般閲覧室から資料を持ってきて一緒にチェックする。見つけた資料を閲覧してもらうために、参考図書室の閲覧席を確保してあげることも良くある。

#### (2)窓口②

三つの窓口の中で一番問い合わせが多く、いろいろなことをする窓口である。閉架・書庫資料の受け渡し、一般閲覧室のコピー機の管理等の他、コピー機の使い方や座席の予約のしかた、書架案内など、利用者からのさまざまな問い合わせに答える。利用者の質問は概して短く、二言三言のやり取りで終わることがほとんどである。長くなりそうに見える質問は窓口①に案内している。

#### (3)窓口③

貸出返却の受付を基本とするが、利用者から質問されることも多い。これも窓口②と同様、短い質問がほとんどで、長くなりそうなものは窓口①に案内している。

### 5.2. 利用者を待たせない

T館のサービスの特徴は、利用者を待たせず、利用者に寄り添ってサービスを提供しようとしている点である。利用者の要望を重視して、予約本の受取や新規登録など、窓口が固定されているもの以外は、上記窓口の機能にはこだわらない。正規職員であれ嘱託員であれ、利用者に対応するとき、しばしばカウンターを離れる。コピー機や自動貸出機でまごまごしている人がいればカウンターから出て行って手助けしようとする。質問回答の途中で利用者と一緒に書架に本を見に行くこともある。カウンターを離れることを躊躇する様子はない。

一人がカウンターを離れても、他の職員が直ちにカバーに回る。窓口③の嘱託員が不在の時に利用者が来るならば、①か②の窓口の職員、あるいは作業室から応援の嘱託員が出てきて応対する。利用者も、カウンターの後ろにいる人には誰彼なく声をかけて応対を依頼する人が少なからずいる。利用者が列を作って順番待ちをすることが全くないわけではない。しかし職員のこのような動きによって「利用者を待たせない」ことが可能になっている。

## 6. 職員間の連携とコミュニケーションの工夫

### 6.1. 質問処理における連携

利用者を待たせないように、カウンターで連携ができていることは以上の通りである。

今一つの連携は窓口①における連携で、かな

りの質問が次の窓口①担当者に引き継がれて行く。都道府県立図書館や国立国会図書館に協力レファレンスを依頼したりして、回答に何日もかけるものも少なくない。この時、窓口①の担当者は、利用者からの問い合わせに答え、質問処理を進めるために、質問の処理状況について正確な知識を持たなければならない。

## 6.2. 情報共有・連携のためのコミュニケーションの工夫

利用者を待たせず、ニーズに即応して均質なサービスを実現するために、T館では多様なコミュニケーションの工夫が蓄積されている。マニュアルをはじめとする文書類の多くは制度化された手順等を伝えるものだが、ここでは毎日の職員間の情報共有と連携のための「ツール」を取り上げてみたい。以下のようなものがある。

### (1)朝のミーティング

上階に職員全員が集まって毎朝8時30分から5分程度開催される。各担当・チームから全員への連絡事項が伝えられる。

### (2)係のミーティング

朝のミーティングに続き、開館前に各係で行われる。前述のカウンター表のチェック、嘱託員への作業指示、後述の連絡ノートその他連絡事項のチェック、継続質問の進行状況の確認などが行われる。

### (3)窓口の引継

①～③のどの窓口でも、時間になると次の担当者が来て、引継事項の連絡を受けてカウンターに座る。窓口②・③の引継時間はごく短い。

窓口①のみは、継続質問について一渡り説明を受けてから交代するため、引継時間が長い。利用者に応対している最中に引継になったときは、交代する人はまず様子を見てから会話に入り、徐々に交代していくか、先任者がレファレンス係員のときは、引き継がずに最後まで継続して回答することもある。

### (4)カウンター表

すでに述べたように、各職員の当日の業務を可視化し調整するためのツールである。

### (5)連絡ノート

レファレンス係には「参考図書室連絡ノート」と「コピー機管理ノート」があり、係内での情報共有に用いられる。

### (6)連絡用カード類

「レファレンス終了後メッセージを消去してください」等次に何をすれば良いのかを指示するさまざまなカード類が用いられている。

### (7)レファレンス記録票等

レファレンス事例記録の基礎となる帳票で、質問内容と処理経過が記録される。時間をかけた質問処理では、これに業務用貸出処理票や該当箇所のコピーその他のメモがつけられてゆく。

### (8)カウンター後ろのブックトラックと書架の張り出し

(7)レファレンス記録票と共に、継続質問や排架できない資料など、特に職員間で情報共有が必要なものが置かれている

## 7. 共同作業としてのレファレンスサービス

選書およびカウンター業務という重要な場面で、レファレンスサービスは他係の職員も参加する、図書館全体で扱う業務となっている。他方、質問回答については、カウンターや排架の際に寄せられる数多くの問い合わせの中から、窓口①に寄せられたものが、いわばレファレンス質問らしい質問として構成されてくる。レファレンス係は、参考図書室の維持管理、およびレファレンス質問の継続的な処理を通じて、T館全体で取り組むレファレンスサービスの調整役としての役割を果たしているのである。

## 謝辞

本研究は科学研究費補助金 基盤研究(C)「インターネット環境下でのレファレンスサービスの展開方策」(16K00442)の支援を受けている。

## 注・引用文献

- (1) 本研究では図書館名や部署名などの固有名は変えてある。
- (2) 米国での研究では、レファレンス質問回答は概して簡潔で要点を絞った短いものとされてきた。T館とはレファレンス質問回答のとらえ方が異なるのかもしれない。

Taylor, R.S. "Question-negotiation and information seeking in libraries." *College and Research Libraries*, vol.29, no.3, 1968, p.178-194.

Lynch, M.J. "Reference interviews in public libraries." *Library Quarterly*, vol.48, no.2, 1978, p.119-142.

# 国立国会図書館における納入出版物代償金制度

宮本 剛志 (日本大学)  
miya-tsuyo@do8.enjoy.ne.jp

## 抄 録

国立国会図書館は、主に納本制度により図書及びその他の図書館資料を蒐集している。しかしながら、義務的に国の機関に出版物を納めるという制度は、戦前の出版法・新聞紙法などによる検閲制度や出版統制を想起するもので、当時の出版事情からその定着には相当の困難があったことから、昭和 24 年に館法の一部改正により代償金規定が設置されるなどの改正が行われた。

このことから、国立国会図書館における納入出版物代償金制度について、意義及び歴史的経緯、実務上の運用について明らかにする。

### 1.はじめに

国立国会図書館は、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 130 条の規定により、「議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く。」と定められ、この規定を受けて、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号。以下「館法」という。）により、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、図書館奉仕を提供することを目的としている。

館法第 23 条は、図書館資料の収集の方法として、「納入によること」を規定しており、その他購入、寄贈、交換、遺贈等を掲げている。その中でも納入による受け入れが 7 割（平成 27 年度）を超えていることから、国立国会図書館の蔵書を構成する上で、「納本制度」が大きな役割を果たしていることは明らかである。

納本制度は、館法制定当初より運用されていたが、出版物を義務的に国の機関に納めるという制度は、戦前の出版法・新聞紙法などによる検閲制度や出版統制を想起するものであり、また当時の物資不足などの出版事情からその定着には相当の困難があったことから、昭和 24 年に館法の一部改正により代償金規定が設置されるなどの改正が行われた。

一方で、一旦納本された特定の図書について「ギリシャ文字等をランダムに配した解読不能

な本であり、代償金目的での出版ではないか」との指摘や報道を受け、平成 28 年 2 月に国立国会図書館が出版元に対し代償金の返還を求める事案が発生し、納入出版物代償金制度について、財務省の予算執行調査が実施されるに至った。

このことから、国立国会図書館における納入出版物代償金制度について、意義及び歴史的経緯、実務上の運用について整理することを目的とする。

### 2.調査方法

国立国会図書館事務文書開示規則（平成 23 年国立国会図書館規則第 4 号）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づき、国立国会図書館や財務省が保有する関係資料（事務文書・行政文書）を入手することで、一般には公表されていない資料を元に、本制度の運用状況について調査を行った。

また、国立国会図書館の職員に対し、実際の制度の運用、諸外国の国立図書館等における納本制度についてヒアリング調査を行なった。

### 3.納入出版物代償金について

#### (1) 制度の概要

館法第 25 条第 3 項の規定に基づき、国立国会図書館は、出版物を納入した国、地方公共団

体等以外の発行者に対して、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用（郵送料など）に相当する金額を支払うこととなっている。

納入の対象となる「出版物」は、図書、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、映画フィルム、印刷その他の方法により複製した文書又は図画、蓄音機用レコード、電子的・磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物（館法第24条第1項）と定められている。ここにいう「出版物」の解釈については、第123回国会参議院内閣委員会（平成4年4月7日）において加藤木国立国会図書館長（当時）が「頒布目的で相当部数を複製した物」と解される旨、答弁している。

代償金の額については、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年国立国会図書館規程第3号）第6条により、「館長は、納本制度審議会に諮問し、その額を決定する。」と定められている。決定は、国立国会図書館法第25条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和50年国立国会図書館告示第1号）として告示されている。このうち、例えば「図書」の場合は「小売価格の4割以上6割以下」と定められており、通常の交付割合は小売価格の5割とされている。その他の出版物についても、種類に応じて交付割合が定められている。

## （2）歴史的経緯

冒頭でも述べた通り、納本制度は館法制定当初より運用されていたが、施行当時の納本状況は必ずしも良好なものとはいえなかった。その原因として、敗戦直後の用紙不足やGHQにも相当部数を納入する必要がある、それに加えて国立国会図書館に対しても出版物を納入することは出版者にとって大きな負担となっていた。また、出版法（明治26年法律第15号。それ以前は明治初期に「出版条例」が定められていた。）、新聞紙法（明治42年法律第41号。出版条例同様、「新聞紙条例」が定められていた。）などによる検閲制度や出版統制を想起させるものであったことは否定できない。

そのため、昭和24年の館法の一部改正により、代償金の交付規定（第25条第3項）が新

設され、あわせて「文化財の蓄積及びその利用に資するため」（館法第25条第1項）との趣旨が明記された。代償金については、日本国憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」との理念に従ったものでもあった。

また、昭和26年からは取次からの一括納入によって出版社の負担を軽減させる措置が講じられ、出版物の納入率は向上した。

## （3）他国の事例

我が国以外の主要国でも、納本制度は存在するが、国立国会図書館が調査したアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダについては、原則として補償はなく、無償での納入が求められている。ただし、ドイツに関しては、原則無償での納入であるが、高額本については例外的に補償が行われるケースもみられる。

## （4）代償金の予算、決算額の推移

納入出版物代償金については、国会の附属機関である国立国会図書館へ出版物を納入した出版者に対する補償であるから、当然国庫から支出される。そのため、国立国会図書館の毎年度予算に納入出版物代償金が計上されているが、例年約39億円余が計上され、それに対する決算額も同様に約39億円が執行されている。

出版状況は毎年変動が生じる可能性が高いと考えられるが、予算・決算とも例年同額で運用されている。

## 4. 財務省による予算執行調査

### （1）事案

国立国会図書館に納入された特定の図書について、ギリシャ文字等をランダムに配した解説不能な本であり、代償金目的での出版ではないかとの指摘や報道があり、国立国会図書館が出版者に調査を行い、平成28年2月に出版元に対し、当該出版物を返還した上で、代償金の返還を求める事案が発生した。一旦納入された出版物を返還することは極めて異例の措置であった。

このような事態を受け、平成28年度に「納入出版物代償金」について、財務省の予算執行

調査が実施され、現在は調査結果が公表されている。

## (2) 調査の視点

財務省の調査の視点は、次の2点であった。すなわち、①納本対象となる出版物の判断及び確認に係る手続きが適切に行われているか、②補償のあり方について審議会に諮るなど、見直しを具体的に議論する必要があるのではないかである。

## (3) 納本制度の趣旨

納本制度の趣旨は、国立国会図書館の蔵書の構成は勿論のこと、館法に記載されている通り、「文化財の蓄積」であり、出版物の内容を問うものではない。しかしながら、当該事案を受けて、国立国会図書館は「納本受入の基準」として、①出版物の外形、体裁について、②出版形態について、③出版・頒布者について、④頒布状況について、⑤価格についての5項目については、納本対象資料でない可能性があるとして注意しているとのことであった。例えば、出版形態としては、いわゆる「オンデマンド出版物」など限定少部数と思料されるもの、資料の体裁等に対して、常識的に見て不当に高額であるものなどが、今回の事案に関して、納本対象資料でないと判断した理由であるとのことである。

## 5.むすび

納入された出版物に対し、正当な補償を行うことは憲法の趣旨に沿うものである。一方で、代償金を目的とした高額本の納入による代償金の請求は、当該制度の趣旨を著しく損ねるものであり、両者の均衡をいかにして両立させるかが、納本制度の今後の課題といえよう。

一方で、諸外国では代償金制度が存在しないことや、予算・決算額が例年同額で推移していることなど、代償金制度が創設された戦後直後と、現在の出版事情（オンライン出版物の増加など）についての検討は、今後の課題とする。

(了)

## 参考文献等

- ・ 「納本制度の概要」(国立国会図書館ホームページ)  
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit/outline.html> (参照：2017年4月30日)
- ・ 平成28年度 予算執行調査の実施について (財務省開示資料)
- ・ 平成28年度 予算執行調査選定調書 (財務省開示資料)
- ・ 千代田区立図書館・編 (2011)「千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集」

# 指定管理者が運営する公立図書館における有期労働契約職員の法的地位についての検討 ～足立区立竹の塚図書館労働関係存在確認等請求事件を手がかりとして～

山 本 順 一

桃山学院大学経営学部・経営学研究科 june01@andrew.ac.jp

## 抄録

現在、この国の労働者の4割が非正規労働者であり、その非正規労働者は民間企業だけでなく、公務労働にも及ぶ。そして従来は行政の直営だった事務事業の多くが指定管理者にゆだねられ、市民に公共サービスを提供する人たちの多くが1年更新の有期労働契約の締結遵守を迫られ、ときには合理的な理由もなく、雇止めに至っている。公立図書館もそうした職場のひとつとなっており、この発表では足立区立図書館の事例をとりあげ、そこに含まれる問題点を検討する。

## 1. はじめに：近年日本の労働力市場

この国の社会は、1990年代以降、総じて不景気に沈み、官民を問わず、経済活動に不振をかこっている。経営に苦しむ使用者が容易にアタマに浮かび、なかば普遍的に実施している雇用形態の現象が有期雇用を含む非正規職員の多用である。いまやこの国の非正規職員は全労働者の4割近くを占める。短期的には正規社員数を減らせば、経営負担が小さくなるが、ビジネスモデルのイノベーションにつながらず、中長期的には弊害が大きい<sup>1)</sup>。民間の動向と符節を同じくし、この国の行政にあっても、一般職・特別職の非常勤職員、派遣職員などの多数配置で財源不足に対応しており、有期の労働契約の職員も少なくなく、紛争も多数発生している。

行政固有の問題に指定管理者制度がある。当該業務を組織内にとどめず、アウトソーシングすることが広く行われ、2003（平成15）年の地方自治法改正で導入された指定管理者制度（244条の2）によって公設民営の公の施設が現出し、‘行政現場’に公共サービスに従事する表見的には公務員であるかのような外観をもつ有期労働契約に服する民間企業の劣悪で不安定な待遇に悩む非正規労働者を産み出した。

地方自治法の一部改正により2003年9月に施行された指定管理者制度は多様な行政分野に導入され、定着をみている。2016年3月に総務省が公表した「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」<sup>2)</sup>（2015年4月1日現在）によれば、都道府県および市町村の全体で76,788施設が指定管理者によって

運営されている。それらの施設のうち37.5%を株式会社、NPO法人、学校法人、医療法人等の‘民間企業等’が運営している。これまで指定が取消されたり、業務停止になったり、期間の満了によって取りやめられたりなどして、地方公共団体の直営に戻されたり、廃止されたり、民間に譲渡されたりするものも少なくない。

日本図書館協会の「図書館における指定管理者制度の導入等について2016年調査」<sup>3)</sup>によれば、現在、都道府県立図書館で5館、市町村立図書館で469館がすでに指定管理者によって運営されている。その一方で、一度は指定管理者にまかせながら14館が直営に戻されている。指定管理者が運営する市町村立図書館469館のうち365館（77.8%）が民間企業によって運営されている。2016年度にも新たに42館の市町村立図書館が指定管理者制度の導入を予定しており、ここでとりあげる事件で示された判決論理の影響の範囲と射程距離は決して狭く短いものではないように思える。

## 2. 雇止め（制限の）法理

本発表では、公立図書館運営につき、地元地方公共団体と契約上は高々5年間の指定管理業務を認められた使用者企業と1年間の有期労働契約を結んだ従業員司書との紛争をとりあげるのであるが、それに先立ち行政や一般企業が弾力的な人件費支出の調節を目的として配置する契約職員等の非正規職員との数多くの紛争を通じて得られた‘雇止め（制限の）法理’について見ておきたい（優越的地位に立つ使用者が客

観的・合理的理由なく、契約社員やパート職員の有期労働契約の更新を拒絶することを制限する‘雇止め（制限の）法理’については、多くの文献や論稿が存在する）。

‘業務量が減少した’‘経営状況が悪化した’など、雇用関係の基盤が劣化する場合も少なくない<sup>4)</sup>が、一般論として、使用者が労働者との間に有期の労働契約を結んでいる場合、期間満了を控えて満了後は労働契約を更新しない旨を確認し事前に通知した場合には、論理的には、当該期限の定めのある労働契約は当然に終了するものと考えられよう。しかし、従来、判例法上、期限の定めのある有期労働契約であっても、使用者が期限満了で自由に当該労働者を雇止めにすることを認めてこなかった。2012（平成24）年に労働契約法が改正され、この判例法理が明文規定として現行19条に整備された。同条1項は正規労働者と変わりのない職務内容の有期労働契約が繰り返し更新されている場合には期間の定めのない労働者（正規職員）の解雇と社会通念上同視すべきものと解されることから常用的非正規労働者の保護を定め、同条2項は期間満了を超えて有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的理由がある場合の非正規労働者の法的地位の保護を規定している。ここでとりあげる事件は、2012年の労働契約法改正前のもので、現在の労働契約法19条2項の適用可能性に関わる事例である。

### 3. 足立区立竹の塚図書館労働関係存在確認等請求事件

#### 3.1 事件の概要

東京都足立区は、竹の塚地域学習センターと竹の塚図書館について、2010（平成22）年4月から2015（平成27）年3月までの5年間、地方自治法244条の2に定めのある指定管理者によって運営することとした。地元の金属加工業等を営む企業（本事件の被告）がこれに応募し、受託することになった。竹の塚図書館については、2010年4月の受託業務の開始時には、応募書類のひとつ、「図書館運営事業計画書」に従い、もともと受託企業が従業員として雇用していた6名に加え、この事件の原告となる40代の女性を含め新規に11名が採用され、計17

名の配置で発足した。竹の塚図書館の職員は、館長をはじめとし、そのすべてが契約社員とパート社員から構成されている。初年度の2010年度中に3割にあたる5名が退職し、翌11年度には3名が退職している。

司書資格を有する原告は、2010（平成22）年4月、1年間の期間の定めのある労働契約にもとづき、竹の塚図書館に‘司書’として勤務に就いた。業務の内容は‘図書館運営業務’とされ、1日8時間、1か月18日程度の勤務で、賃金は日給月給制で15万5,000円であった。半年もたたないうちに、館長、副館長が相次いで退職した。2010年9月、3名があてられていた副館長のひとりとして‘昇任’することになり、労働条件が変更される。‘図書館運営業務副統括’（副館長）となった原告の賃金はベースはそのままで、役付手当が月8,000円の加給となった。副館長となった原告の賃金が前任者の副館長の賃金よりも低く抑えられたことがこの紛争の根因である。

当初1年とされた労働契約の更新時期を迎えた2010年度末、および2011年度に入っても原告、被告の間で書面による労働契約の更新については合意に至らなかった。竹の塚図書館に働くすべての従業員は、被告から一月あたり一律2,000円のアップがなされたが、原告は前任者よりも低い副館長としての賃金に納得しなかった。しかし、2011年度も副館長として勤務を継続した。原告の主張によれば、労働基準監督署のアドバイスもあり、被告が提示した労働契約に署名しなくても労働者としての法的地位に問題はないと認識したようで、被告が手配した社会保険労務士との話し合いをもつなどした。前年度より2,000円増給の賃金で4月以降も継続して副館長として勤務を続けた。

2012（平成24）年1月19日、原告は被告から同年3月末日で労働契約を期間満了とし、契約更新しないことを口頭で通知される。1月28日には雇止め通知書が交付された。そこには更新しない理由として、「ルールが守れない、協調性がない、誠意がない等業務を遂行する能力、勤務態度が十分でないと認められる為」との記載があった。2012年3月31日時点での原告の賃金は月額16万5,000円、副統括（副館長）就任以降1年6か月の間に昇給はなかった。

2012 年 3 月末日で事実上退職に追い込まれた原告は、2013（平成 25）年 8 月 21 日、被告企業を相手取り、東京地方裁判所に「原告が、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあること」の確認、および実質的に雇用が終了とされた「雇止め」後の賃金の支払いを求めて訴訟を提起した。

2015（平成 27）年 3 月 12 日、第一審を担当した東京地裁民事第 11 部、鷹野旭裁判官は、原告が労働契約上の権利を有する地位にあることを確認し、判決確定の日まで、もしくは被告企業が指定管理者としての足立区との契約が満了する 2015 年 3 月末まで勤務していれば得られたであろう賃金支払いを命じ、原告勝訴の判決を下した。

第一審判決を受けた被告はただちに東京高等裁判所に控訴し、5 か月後の 2015 年 8 月 4 日に東京高裁第 10 民事部（大段亨、小林元二、西村英樹裁判官）は、控訴人（被告）がすでに指定管理者でなくなっていることから、当事者間の竹の塚図書館での労働契約は存在するはずがなく、一審の認めた労働者としての法的地位の確認は取消しているが、当該労働契約が指定管理の期間は継続していたと判断し、控訴人（被告）に対して 2015 年 5 月までの賃金支払いを命じた。双方からの上告はなく、控訴審判決が確定した。

### 3.2 判決の趣旨

この事件で争点となったのは、指定管理者企業の従業員として 1 年間の労働契約の更新によって足立区立竹の塚図書館に勤務していた副館長がその意に反して期間満了で雇止めとされた 2012 年 3 月 31 日以降、被告指定管理者企業に対して労働契約上の権利を有するか否かという点である。

確定判決となった控訴審判決は、「（当初事業計画書を前提に締結された）本件労働契約は、控訴人（一審被告）が足立区から竹の塚図書館の管理者に指定された 5 年間（平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）は更新されるものとして締結されたというべきであり、本件更新拒絶は「実質において解雇の意思表示に当たる」のであって「本件更新拒絶は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると

は認められ」ず、「被控訴人（一審原告）は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、控訴人に対して、本件労働契約上の権利を有するものであったといえる」と述べ、その論理構成は第一審の判決をそのまま踏まえたものとなっている。

### 4. 考察：指定管理者の運営する公立図書館、およびその他の施設における労働紛争への含意

ここで紹介した足立区立竹の塚図書館事件では、指定管理者企業が完膚なきまでに見事に敗訴した。判決に示された「本件更新拒絶は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であるとは認められ」ないとの裁判所の結論に直結した認識を確認して、紙幅に乏しい本稿の結びとしたい。図書館法 13 条 1 項には、「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」と定められ、図書館業務の専門性を一定程度認めている。であるから、およそ図書館業務に親和性をもたない金属加工業等を営む企業が 2009（平成 21）年に足立区教育委員会に指定管理者に応募するにあたり提出した申請書の添付書類である「図書館運営事業計画書」に「指揮命令系統は、館長を筆頭に、図書館司書有資格者を副館長〔3 名〕として配置し、図書館業務に専念させます。また、運営に支障のない十分な人員を配し、各自の役割を明確にします」と言わせ、「図書館は専門性を持った社会教育施設であるとの認識から、図書館業務を習得したスタッフを専業配置することが結果的に一番効率のよい方法であると判断しております。今後も経験の蓄積を図り、更に効率のよい運営が出来るよう管理をおこなってまいります」と書かせたのである。図書館支援企業として不適格な企業の紛争の敗因は、まさしくここにあった。

第一審の東京地裁の判決は、いみじくも次のように指摘している。

「図書館の全ての職員について、期間の定めのある労働契約を締結したのは、雇用の前提となる同図書館の管理運営業務が、委託期間を 5 年とする時限的な業務であり、委託期間満了後の雇用維持を保障することができないことを主

たる理由とするものと解することができ、その理由に合理性を認めることができるが、他方において、委託期間中は、司書となる資格を有する従業員を常時一定数配置しておく具体的必要性があり、期間の途中で従業員の数を減らすことが予定されていたとか、従業員の数を減らす必要が生じたなどの事情は認められず、むしろ、被告は、図書館業務の効率的運営や職場環境の整備といった観点から、従業員を継続して雇用するとの方針をとっていたことが認められるから、原告において、いまだ委託期間の中途である平成24年3月31日の経過による雇用期間の満了時に、本件労働契約が更新されるものと期待することには、合理的な理由があったといふべきである。」

公の施設として求められるサービス水準を維持しつつ、民間企業が利益を創出するためにはサービスとその提供の仕方についての斬新な‘ビジネスモデル’の構築が求められ、発注元行政の単年度思考を超えた指定管理業務期間での利益の極大化を図らなければならない<sup>5)</sup>。65.3%の指定管理者に許されている5年の業務実施期間は、スケールメリットでもなければ、採算を十分に考慮するにはあまりにも短い。

本稿では指定管理者が運営する公立図書館に働く契約社員司書を取りあげたが、公立保育所については期限付き公務員、特別職の非常勤保育士が争った事件<sup>6)</sup>がある。指定管理者が運営する公立保育園の保育士であれば、この足立区立図書館事件の判決は一定の影響を持ちうるし、司書、保育士に限らず、一定の資格、関係する知識とスキルが必要な職務につき一定の経営ノウハウをもたない企業・団体が指定管理者になることを排除する論理を備えていると見ることもできよう。

保育所問題に転じ、さらに一步踏み込んで考えてみよう。10年ほど前の記述であるが、現状はそう大きく変わってはいまい。「現在、保育所は「民間委託」問題にゆれている。運営の主体が、自治体直営から営利を含む法人に移管されつつある。民間委託が発表された自治体では、保護者から強い反対の声があがっているが、自治体側の一方的な決定ですすめられるケースが多い。この民間委託の動きの中で、常に議論になるのが民間委託が「サービスの向上」につな

がるのかという点だ。自治体側は、財政削減が本音でも、表向きは、延長・休日保育の実施などサービスの向上をうたう。しかし、サービスの質云々の前に、サービスという考え方では掬えない価値がある」<sup>7)</sup>。また、「保育の質を向上させることは、運営主体が公営であるか民営であるかは直接関係がない。問題は「官か民か」ではなく、「託児か保育か」なのである」<sup>8)</sup>との指摘もなされている。そこでは行政と市民の話し合い、市民の参加・協働を模索しようとの意図が示されており、規模を考慮しつつ図書館に転じて言えば、福島県矢祭町のもったいない図書館にも一部通じるかもしれない、公立図書館を超えた公共図書館のイメージが示されているように思われる。

#### 引用文献

- 1) 東京都産業労働局「契約社員に関する実態調査」2016.  
<[http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/toukei/koyou/3c2336937434251e1c0a28976fecdfa3\\_1.pdf](http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/toukei/koyou/3c2336937434251e1c0a28976fecdfa3_1.pdf)>
- 2) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」2016.  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000405023.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000405023.pdf)>
- 3) 日本図書館協会「図書館における指定管理者制度の導入等について2016年調査」  
<<http://www.jla.or.jp/Portals/0/images/committe/torikumi/sitei2016.pdf>>
- 4) 戸田淳仁「有期雇用契約の雇止め無効リスクに関する分析」*Works Review* vol.5(2010), pp.8-19.  
<[https://www.works-i.com/pdf/100601\\_WR05\\_03.pdf](https://www.works-i.com/pdf/100601_WR05_03.pdf)>
- 5) 望月信幸「指定管理者制度における官民の目的の違いとその影響」*アドミニストレーション* 第22巻第2号(2016), pp.90-100.
- 6) 中野区非常勤保育士事件(東京地判平18・6・8、東京高判平19・11.18)
- 7) 西川 正「託児と保育を考える」(協働→参加のまちづくり市民研究会編『私のだいじな場所：公共施設の市民運営を考える 第2版』市民活動情報センター・ハンズオン埼玉、2006 所収) pp.22-23.
- 8) *Ibid.* at 24.

## 図書館と表現の自由との関係性についての制度的検討

田中 伸樹  
桃山学院大学大学院  
15d3101@andrew.ac.jp

### 抄録

行政と表現の自由との関係を論じる際に用いられるパブリックフォーラムの法理のみでは、図書館と表現の自由との関係を明確にすることは難しい。資料の取扱いにおいては、専門職の職責に注目するアプローチを用い、職責に表現の自由の一部が内包されるものとして著作者の表現の自由を位置づけるべきであると思われる。態様・対象に応じたアプローチを用いることで、図書館と表現の自由との関係や距離感を理解することができる。

### はじめに

日本図書館協会は、「図書館の自由に関する宣言」<sup>1)</sup>において、国民主権の維持・発展のためには「表現の自由の保障が不可欠」であり、「知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する」としている。これらの文言を含む宣言文では、いわゆる‘図書館の自由’の第一義は知る自由の保障であり、表現の自由は、図書館活動においては結果的・間接的に保障するものであるという印象を受ける。「図書館員の倫理綱領」<sup>2)</sup>においても、「『図書館の自由に関する宣言』の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つ」と、‘深い関係’であるものの、直接的なかかわりまで積極的に認めているわけではなく、具体的な関係は判然としない。

しかし、表現の自由そのものも、日本国憲法に明記された基本的人権である以上、図書館においても当然に尊重されなければならない。そこで本稿では、表現活動の規制行為に関する裁判例や文献を基に、図書館活動および図書館員と表現の自由の関係性を明確にすることを試みる。

なお、本稿において図書館という場合、主として公立図書館を指すものとする。

### パブリックフォーラムの法理

図書館と表現の自由との関係についての議論において、中心的に論じられているのは、いわゆ

る‘パブリックフォーラムの法理’である。

憲法に定められる基本的人権である表現の自由は、‘国家からの自由’と称される自由権の一類型として、そのことばが示すように、主として行政による規制に対抗する権利として捉えられる。一方で、表現の自由を市民が発揮する場が政府によって給付される場合もある。自由権としての性格上、そのような公的に公共の利用に供されるために設けられた‘場’における表現活動に何らかの規制を加えることについては、厳格にその違憲性が審査されなければならない。このように表現活動を行う‘場’に注目する論理は、パブリックフォーラムの法理と呼ばれ、アメリカの判例において展開されてきた。

パブリックフォーラムは、主として3類型に分類される<sup>3)</sup>。伝統的に議論の場として利用されてきた街路や公園などの伝統的パブリックフォーラムでは、政府が表現活動を規制することが極めて制限される。第2の類型である限定的パブリックフォーラムは、公営の劇場や教育委員会の会議など、政府によって表現活動のために公衆の利用に供される場所や手段を指す。限定的パブリックフォーラムの性質が維持されている間は伝統的パブリックフォーラムと同じ基準に拘束される。この両者のいずれにもあてはまらないものは非パブリックフォーラムとされ、フォーラムの目的に沿った規制も、それが合理的であり、見解の相違に基づくものでなければ許容される。

公立図書館がパブリックフォーラムとしての

性質を有しているかについて、アメリカでは複数の裁判例が存在する。公立図書館を退去させられた、ホームレスのリチャード・クライマーが原告となり訴訟を提起した事件の控訴審判決<sup>4)</sup>では、設置が義務付けられていない図書館を表現活動のために設けていること、図書館は、入館に関しては裁量権を有していないと認められること、そして、読書、執筆、黙考を通じて知識を得る図書館という場において、その図書館の性質と両立しえない表現活動を容認しないことは、フォーラムの用途を限定することができる限定的パブリックフォーラムの定義にも適合するといった理由から、公立図書館を限定的パブリックフォーラムであるとした。

しかし、その後、補助金を交付する条件として、館内端末にフィルタリングソフトの導入を義務付けた「子どもをインターネットから保護する法律」(Children's Internet Protection Act: CIPA)が憲法違反であるとして、アメリカ図書館協会が政府に対して訴えを起こした事件の最高裁判決<sup>5)</sup>においては、公立図書館は限定的パブリックフォーラムには該当しないと結論付けられた。その理由として、図書館員は蔵書構築において、本の内容を考慮し、広い裁量権も有していることが、パブリックフォーラム分析と相容れないことを挙げている。

## 日本におけるパブリックフォーラムと図書館

日本においては、パブリックフォーラムの法理は表現の自由について定めた日本国憲法 21 条 1 項と関連付けられる。鉄道駅構内での演説およびビラの配布を行ったことに刑事罰が科されたことにつき、21 条違反が争われた事例などで、補足意見においてパブリックフォーラムに言及された<sup>6)</sup>ほか、集会開催のための市民会館の使用を自治体が拒否した事例の最高裁判決は、同法理の影響が指摘されている<sup>7)</sup>。ただし、実際に判決文において、パブリックフォーラムの法理が文言上も明確に使用されたものは存在しないことには注意を要する。

その中であって、2005 年の船橋市西図書館蔵書廃棄事件(以下、船橋事件)最高裁判決<sup>8)</sup>では、公立図書館を定義する際、‘パブリックフォーラム’を連想させる「公的な場」という表現が用い

られた。CIPA 判決でパブリックフォーラム分析と相容れないとされたのは選書についてである。資料の購入が図書館の広範な裁量に委ねられていることは、金銭的・物理的制約からやむを得ないものであろう。選書基準として表現内容の価値判断にもある程度踏み込むものが含まれる<sup>9)</sup>ことも、現実に行われている以上、裁量権の範囲内として容認される余地があると解することになる。

表現内容も加味しうる広範な裁量の下での選書をクリアした著作物であるならば、また、閲覧によって、公衆への思想や意見の伝達が達成されることからすれば、広く開かれた公立図書館で著作物が閲覧に供された著作者にとって、当該図書館はパブリックフォーラムとしての性質を有すると考えることはできる<sup>10)</sup>が、同時に、上記最高裁判決において、図書館とパブリックフォーラムの法理との関連性を肯定的に捉えたと判断することもできない<sup>11)</sup>。少なくとも、‘パブリックフォーラム’という文言は用いられていない。また、論理構成を行う上でも、現状において既成事実となっている部分を強調するような形で、これらに基づいて、表現の自由との積極的な関係を肯定することは望ましくないとされる。

しかしながら、図書館活動は資料の提供に限られるものではない。繰り返しになるが、CIPA 判決で指摘されたのは選書についてである。集会室の利用のような、‘場’が重視される場合などには、パブリックフォーラムの法理をその尺度として用いて検討することが適切な場合も存在する。この場合、表現行為の主体が図書館利用者であることも、図書館と表現の自由を直接的な関係の中で捉えなければならない根拠となる。

## 図書館員の側から

資料の取扱いにおいてパブリックフォーラムの法理では明確な整理ができない以上、異なるアプローチを用いて検討しなければならない。そこで、‘場’の性質に着目するのではなく、その‘場’において機能する存在、すなわち職員について考えたい。ある特定の著作物を図書館へ受け入れるか、廃棄するかなどは、当該図書館で働く職員において判断される。したがって、表現の自由との関係を論じる上では、図書館員のもつ性質についても考察する必要がある。

この場合、表現活動を含む、文化活動を助成する制度における専門職の役割に注目する視点が有用であろう。文化活動における専門職の存在を強調する主張は、主として権力に対する統制、言い換えるならば国家による活動への介入の防止という文脈で論じられる。この場合において、蟻川<sup>12)</sup>の考察によるならば、国家に対して文化の自律性を担保するためとして、国家には文化施設についての指針を定めるにとどまらせ、その解釈は文化機関としての職務を遂行する責任をもった専門職に委ねられるべきであるという前提の下、専門職はその職責に則った判断・行動が求められることになる。図書館が独自に具体的な資料収集方針や除籍基準などを設け、個別の資料につきこれらと照らし合わせて判断を下す作業は、すなわち専門職による解釈行為であり、職責に基づく職務の遂行であると捉えることができる。

対国家という文脈に由来するものではあるが、専門職の職責に依拠するこの考え方に基づいて、著作者と図書館および図書館員の活動の関係を理解することにも、ある程度の妥当性が認められるように思われる。船橋事件最高裁判決においては、図書館員に、図書館員としての特有の役割を認めていないとされる<sup>13)</sup>。しかし、図書館員は、国民の自律的な文化活動を維持・促進するため、職責に基づく自律的な行動が期待されているとするならば、この点において、文化機関の専門職としての特有の役割が付与されているとみなすことができる。さらに踏み込んで、この職責あるいは役割を自ら放棄するような行為を行った者に対して、何らかの法的な制裁が科されるということも考えられよう。

## 図書館員と表現の自由

船橋事件は、まさに図書館員の職責の放棄が民事上の制裁につながった例であるということができる。しかし、この観点に立つものとして一連の判決をみると、地裁判決<sup>14)</sup>および高裁判決<sup>15)</sup>では、本件における除籍基準に該当しない蔵書の廃棄の違法性自体は認めながらも、著作者には図書館との関係において権利利益が存在しないとして、原告（著作者）の訴えを棄却していることで、ある意味において図書館と表現の自由との関係性を整理しているのに対して、最高裁判決は、

職責の放棄がいかんにして著作者の利益の侵害に至ったのかの説明を、十分に行っているとはいえない。

図書館員の職責に注目する場合、著作者の表現の自由との関係性、および図書館員において表現の自由がどのような作用を持つかが問題となる。職責を根拠とする場合、作者が自ら主張しない場合においても、表現行為を保障しなければならない場合を想定し、公権力に対抗するのは表現の自由ではなく、あくまで専門職の職責であるとする。そして、その職責に表現の自由の保障が内包されているという解釈がなされる<sup>16)</sup>。そして、図書館が公権力の側として、職責の恣意的な行使を制限するものとしても機能する<sup>17)</sup>。この点で、著作者の表現の自由は、図書館活動において、いわゆる‘反射的利益’として保障されるものとは異なる関係性に置かれることとなる。

仮に、図書館員、あるいは図書館が直接的に表現の自由を保障すると解するならば、表現内容の評価も踏まえるような選書、除籍の正当性を担保することが難しい。また、表現活動の実現を求め、著作者を含む利用者が特定の資料の購入を求める‘資料請求権’に関する問題<sup>18)</sup>も生じ、関係性が複雑化する。職責というクッションを挟むことで、これに基づき、個人の利益と衡量した上で、公共の利益が優先されると判断した場合、資料に対するあらゆる形での取扱いが正当化される余地が保たれることになろう。

また、船橋事件最高裁判決において認められた著作者の利益は「思想、意見等を公衆に伝達する利益」であった。表現活動を全うさせるためには、表現行為のみならず、その伝達についても含まなければならない、したがって、当該利益は表現の自由の一部をなすものと解するべきである<sup>19)</sup>。図書館員の職責における表現の自由を、‘伝達する利益’の部分に限定することで、表現行為そのものの保障の責任まで負うことなく、図書館の自律的な活動に過度な制約を課すことを避ける効果も獲得することができよう。

そして、自らの職責に反し、そこに内在しているはずの表現の自由に対して、直接に攻撃を加える行為は、その職責から外れるものとなり、違法性が認められる得るうえ、同時に著作者の表現の自由の一部をなす利益について侵害したと認められることになる。

## おわりに

図書館と表現の自由との関係性について、パブリックフォーラムの法理に関する議論を概観し、加えて、図書館員の職責に着目するアプローチから考察を行った。図書館においては、活動の態様や対象に応じた多元的なアプローチによって、表現の自由との接点を見出すことができよう。

船橋事件最高裁判決における「公的な場」という文言はパブリックフォーラムの法理を当然に連想させる。しかし、そのことばに固執せずに図書館を捉えることが、本稿で取り上げた問題を考える上で有益なものとなると思われる。資料の取扱いから表現の自由の保障を見出そうとすると、図書館や資料の形態が変化しようとも、職員が存在が維持される限り、表現の自由との関係性も維持されることになるだろう。

また、具体的に図書館員のいかなる行為が職責に反するかは、司法の場において、個別の事情を踏まえて総合的に判断されるべき事柄となろうが、そこで、図書館そのものの性質についても、考慮されるひとつの要因とされるような場合を踏まえると、図書館と表現の自由との関係性の問題は、職責という考え方を伴って、パブリックフォーラムの議論に回帰する可能性も残されている。いずれの場合においても、憲法学の見地からの表現の自由およびその規制に関する議論を踏まえたさらなる検討を行う必要がある。

## 注

- 1) 図書館の自由に関する宣言  
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>
- 2) 「図書館員の倫理綱領」  
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/233/Default.aspx>
- 3) 460 U.S. 37 (1983)、および 473 U.S. 788 (1985)
- 4) 958 F.2 d. 1242 (1992)
- 5) 539 U.S. 194 (2003)
- 6) 最判昭和 59 年 12 月 18 日刑集 38 卷 12 号 3026 頁。補足意見において、伊藤正己が比較衡量の要素として言及している。
- 7) いわゆる泉佐野市民会館事件（最判平成 7 年 3 月 7 日民集 49 卷 3 号 687 頁）。本文中の指摘をするものとして、近藤崇晴「判解」最高裁判所判例解説 民事篇 平成 7 年度（上）p.282,295。
- 8) 最判平成 17 年 7 月 14 日民集 59 卷 6 号 1569 頁
- 9) たとえば大阪府堺市の「堺市資料選定基準」(<http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/gaiyou/k-sentei.html>)においては、「暴力、犯罪を容認したり残虐性を助長する」、「性的表現や性描写が過激」と判断された資料は収集の対象外とされている。
- 10) 中林暁生「判批」平成 17 年度重要判例解説 2006 年 p.17-18 など参照。
- 11) 横大道聡『現代国家における表現の自由 言論市場への国家の積極的関与とその憲法的統制（憲法研究叢書）』弘文堂 2013 年 p.216 注(291)など。また、肯定論、否定論両者の論稿を紹介するものにつき、福井佑介「「公的な場」とパブリック・フォーラム論との関係性について：図書館資料作者の権利性の視点から」京都市大学生涯教育学・図書館情報学研究 10 号 2011 年 p.101-120。
- 12) 蟻川恒正「国家と文化」岩村正彦ほか編『岩波講座現代の法 1 現代国家と法』岩波書店 1997 年 p.191-224
- 13) 蟻川恒正「プロト・ディシプリンとしての読むこと 憲法 第 12 回 総合演習」法学セミナー 676 号 2011 年 p.87
- 14) 東京地判平成 15 年 9 月 9 日民集 59 卷 6 号 1579 頁
- 15) 東京高判平成 16 年 3 月 3 日民集 59 卷 6 号 1604 頁
- 16) 蟻川 前掲 12) p.216
- 17) 横大道 前掲 11) p.210
- 18) 資料請求権に関する議論を整理し、パブリックフォーラムとの関係で述べたものとして、大場博幸「公立図書館と「表現の自由」との法的関係：憲法上の根拠の喪失」日本図書館情報学会誌 61 卷 2 号 2015 年 p.65-81、p.74 以下。
- 19) 清水晴生「思想・表現の自由に準ずる人格権」白鷗大学法科大学院紀要 3 号 2009 年 p.419-428

## アメリカ図書館協会出版関係委員会の活動：

### 「読書の自由」との関わりを中心に

小南理恵

筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科

kominami@slis.tsukuba.ac.jp

抄録

本研究の目的はアメリカ図書館協会出版関係委員会の活動を「読書の自由」との関わりを中心に明らかにすることである。1950年に設立された出版関係委員会を対象に、設立の経緯、委員会のメンバー、活動の実態を明らかにする中で、アメリカ出版会議読書発達委員会との合同会議が知的自由を含めた図書館界と出版界に共通する諸問題を議論し、情報共有を行う場としての役割を果たしていたことが明らかになった。

#### 1. はじめに

##### 1.1. 研究の背景

1953年にアメリカ図書館協会(American Library Association、以下ALA)とアメリカ出版会議(American Book Publishers Council、以下ABPC)が合同で発表した声明「読書の自由」(Freedom to Read)は、知的自由に関する基本文書として現在に至るまで広く支持されている。「読書の自由」声明成立に際して行われたウェストチェスター会議(Westchester Conference)では、図書館員、出版関係者、著名な研究者が集まり議論を交わした。「読書の自由」が採択された1953年ALA年次大会において、1952-1953年度ALA会長ロバート・B. ダウンズ(Robert B. Downs)は、ウェストチェスター会議の実施は図書館員と出版者の協働の結果であると述べている<sup>(1)</sup>。これに加えてダウンズは、出版界との連携においてALA出版関係委員会(Committee on Relations with Publishers)が果たす役割の重要性を指摘している。また、ジーン・プリアー(Jean Preer)は1950年代初期の農村地域での読書振興の発展について述べる中で、1950年に図書館界と出版界に共通する問題を議論するための連絡委員会が設置されたと指摘しているが、具体的な活動については触れられていない<sup>(2)</sup>。

1938年から1941年までアメリカ図書館協会には同じ出版関係委員会の名称を持つ委員

会が設置されていた。同委員会は図書の販売価格を巡って、州の公正取引法の改正を目的に設置された特別委員会であった<sup>(3)</sup>。同委員会は1941年に州法改正に伴って図書受入委員会(Committee on Book Acquisitions)へと吸収される形で活動を終えている<sup>(4)</sup>。本研究では1950年に新たに設立されたALA出版関係委員会に焦点を当てる。

##### 1.2. 研究の目的と方法

本研究の目的はALA出版関係委員会の活動を「読書の自由」との関わりを中心に明らかにすることである。1950年代のALA出版関係委員会とその後継委員会を中心としながら、図書館界と出版界による組織的な連携の実態を明らかにすることを目指す。ALA出版関係委員会の活動の実態を明らかにする中で、ALA出版関係委員会が「読書の自由」成立とその発展に果たした役割を考察する。

ALA出版関係委員会は図書館界と出版界の連携の窓口として、読書振興、出版や図書館に関わる法制度の整備や改正、反検閲といった諸問題に取り組んでいたが、設立の経緯や活動の実態についてはほとんど知られていない。本研究ではALA機関誌であるALA Bulletinに加え、ALAアーカイブス所蔵の一次史料を用いてALA出版関係委員会の実態を検討した。

## 2. ALA 出版関係委員会

以下では、ALA 出版関係委員会が設立された 1950 年から、ALA・ABPC 読書発達合同委員会 (ALA-ABPC Committee on Reading Development) へと改称した 1957 年までの 8 年間を対象に、委員会設立の経緯、委員会メンバー、委員会活動の展開を述べる。

### 2.1. 設立の経緯

ALA 出版関係委員会は 1950 年 9 月に常設委員会として設立された。ALA *Bulletin* 1950 年 7-8 月号で事務局長ジョン・M. コリー (John M. Cory) が図書館と出版者との関係について理事会 (Executive Board) と ALA のいくつかの委員会を中心に調査を実施していること、出版社およびアメリカ出版会議とのより活発な協力のための組織が設立されると報告している<sup>6)</sup>。

さらに、ALA *Bulletin* 1950 年 10 月号でコリーが出版関係委員会のメンバーと活動目的について報告を行っている。ALA 出版関係委員会の初代委員長は 1950-1951 年度 ALA 会長クラレンス・R. グラハム (Clarence R. Graham) で、そのほかに ALA 次期会長ロレータ・D. フィアン (Loleta D. Fyan)、アメリカ議会図書館のヴァーナー・クラップ (Verner Clapp)、図書受入委員会委員長のフランシス・R. セント・ジ

ョン (Francis R. St. John) を含む 6 名が委員であった<sup>6)</sup>。

コリーの報告では、出版関係委員会の役割として、アメリカ出版会議との連絡窓口のほかに、知的自由、国際関係、郵政法案、著作権などの出版社と関係の深い事柄に関する業務を担うと述べられている。

### 2.2. ALA 出版関係委員会メンバー

本節では、1950 年から 1957 年までの ALA 出版関係委員会のメンバーとその変遷について述べる。表 1 では 1950-1951 年度から 1956-1957 年度の ALA 出版関係委員会の委員長、委員、事務局スタッフの氏名を示した<sup>7)</sup>。通常、ALA の常設委員会の委員の任期は 1~2 年で、年度の終了は 8 月 31 日である。

初代 ALA 出版関係委員会委員長グラハムは当時の ALA 会長であり、その後も ALA 会長が委員長を兼任していることが確認できる。グラハム以降、ALA 会長に就任する前年度から委員として参加し、次年度に委員長を務める形式が維持されている。1952-1953 年度委員長のダウンズ、1953-1954 年度委員長フローラ・B. ラデイントン (Flora B. Ludington)、1954-55 年度委員長であり第 11 代議会図書館長の L. クインシー・マンフォード (L. Quincy Mumford) の 3 名は ALA 会長を退いた翌年度も委員として参加している。

表 1. ALA 出版関係委員会委員一覧 (1950 年~1957 年)

| 年度  | 1950-1951                                                                                                        | 1951-1952                                                                                                     | 1952-1953                                                                                                                             | 1953-1954                                                                                                                   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長 | Clarence R. Graham                                                                                               | Loleta D. Fyan                                                                                                | Robert B. Downs                                                                                                                       | Flora B. Ludington                                                                                                          |
| 委員  | Loleta D. Fyan<br>Verner Clapp<br>John B. Kaiser<br>Elizabeth Briggs<br>Maurice F. Tauber<br>Francis R. St. John | Verner Clapp<br>John M. Cory<br>Robert B. Downs<br>Elizabeth Johnson<br>John B. Kaiser<br>Maurice Tauber      | Verner Clapp<br>John M. Cory<br>Everett O. Fontaine<br>Elizabeth Johnson<br>John B. Kaiser<br>Maurice F. Tauber<br>Flora B. Ludington | Verner Clapp<br>John M. Cory<br>Robert B. Downs<br>Morris Gelfand<br>Elizabeth Johnson<br>L. Quincy Mumford<br>Ray Trautman |
| 年度  | 1954-1955                                                                                                        | 1955-1956                                                                                                     | 1956-1957                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| 委員長 | L. Quincy Mumford                                                                                                | John S. Richards                                                                                              | Ralph R. Shaw                                                                                                                         |                                                                                                                             |
| 委員  | Flora B. Ludington<br>Isabel Clark<br>John M. Cory<br>Morris Gelfand<br>John S. Richards<br>Ray Trautman         | L. Quincy Mumford<br>Isabel Clark<br>John M. Cory<br>Francis R. St. John<br>Ralph R. Shaw<br>Frederick Wagman | Edward G. Freehafer<br>Milton E. Lord<br>Lucile M. Morsch<br>Harry N. Peterson<br>Francis R. St. John<br>Frederick Wagman             |                                                                                                                             |
| 事務局 | David. H. Clift<br>Arthur T. Hamlin                                                                              | David. H. Clift<br>Arthur T. Hamlin                                                                           | David. H. Clift                                                                                                                       |                                                                                                                             |

また、1954年度からALA事務局長デビッド・H・クリフト (David H. Clift) とクリフトのアシスタントとしてアーサー・T. ハムリン (Arthur T. Hamlin) が事務局スタッフとして参加している。

### 2.3. 活動の展開

1950年の設立以降、ALA出版関係委員会の活動の中心はアメリカ出版会議の読書発達委員会 (Committee on Reading Development) との合同会議の開催であった。ABPC読書発達委員会は1950年に農村地域での新たな出版市場開拓を目的に設立された。初代委員長はハーパー社のキャス・キャンフィールド (Cass Canfield) で、その後ヴァイキング社のハロルド・K. ギンズバーグ (Harold K. Guinzburg) が委員長を務めた<sup>(8)</sup>。キャンフィールドやギンズバーグはいずれも出版界を代表する人物としてウェストチェスター会議にも参加しており、「読書の自由」声明成立に深く関与していた。

ALA出版関係委員会が設立後、1950年10月30日にニューヨークで開催された合同会議では、ALA出版関係委員会とABPC読書発達委員会の委員が集まり、郵政法、知的自由、国際関係、農村部における読書振興を中心に議論が行われた<sup>(9)</sup>。1951年から1952年にかけても年に数回の頻度でニューヨークや議会図書館で合同会議が開催されている<sup>(10)(11)(12)</sup>。

1953年4月20日にニューヨークで開催された合同会議では、ウェストチェスター会議の計画と予定される出席者についてALA知的自由委員会委員長のウィリアム・S. ディックス (William S. Dix) が報告を行っている<sup>(13)</sup>。さらに1953年11月11日の合同会議では、ALA事務局長クリフト、ABPC事務長ダン・レーシー (Dan Lacy) を中心に「読書の自由」声明の採択状況と社会的影響について議論が行われている<sup>(14)</sup>。レーシーはABPCに移る以前は議会図書館で図書館員として活躍しており、「読書の自由」成立においては図書館界と出版界双方の立場を熟知した人物として指導的役割を果たした。

その後、1956年のALAの組織改編に伴って、年度途中の1957年1月に特別委員会となり、1957年6月23日から29日に開催されたALA

年次大会において、ALA出版関係委員会とABPC読書発達委員会の合併が決定した。新しく、特別委員会としてアメリカ図書館協会・アメリカ出版会議読書発達合同委員会が設立され、以降も活動は継続して行われた。

### 3. 考察

本研究では、1950年から1957年までを対象に、ALA出版関係委員会の活動を概観した。

1950年代のALA出版関係委員会の活動は、図書館界と出版界の連携を強く意識した内容であった。ABPC読書発達委員会との合同会議においては知的自由と反検閲に向けた取り組みや、郵政法改正や図書館サービス法成立に向けたロビイングが主要な議題として挙がっている。また、1953年の合同会議では知的自由に関する議題のひとつとして、ウェストチェスター会議の実施や「読書の自由」声明成立についてALA知的自由委員会のディックスやアメリカ出版会議のレーシーから報告が行われている。このように、ALA出版関係委員会はABPC読書発達委員会との合同会議において、図書館界と出版界に共通する論点について議論と情報共有を行っていた。

さらに、合同会議での議論をもとに、農村地域での図書館サービスの発展と図書の流通拡大を目的として、政府による補助金を得て全米農村読書会議 (National Rural Reading Conference) が開催されるなど、議論の一部は実際の活動へと結実している<sup>(15)</sup>。

1957年にはALA出版関係委員会はABPC読書発達委員会と合併し、ALA・ABPC読書発達合同委員会へと名前を変え、名実ともに出版界との連携に基づく活動を行っていく。一方で、知的自由に関する活動はALA知的自由委員会を中心に行われていたため、赤狩りを主導していたジョセフ・マッカーシーの死後、活動は次第に読書振興へと主眼を移していくこととなる。

## 注・引用文献

- (1) Downs, Robert. "The ALA Today-A 1953 stocktaking Report: To the Council, June 1953, Los Angeles," *ALA Bulletin*. Vol. 47, No. 9, 1953, p.397-399.
- (2) Preer, Jean "The Wonderful World of Books: Librarians, Publishers, and Rural Readers," *Libraries & Culture*. Vol. 32, No. 4, 1997, p. 403-426.
- (3) "Board and Committee Reports," *ALA Bulletin*. Vol. 34, No. 9, 1940, p. 597.
- (4) "Board and Committee Reports," *ALA Bulletin*, Vol. 35, No. 10, 1941, p. 644.
- (5) Cory, John MacKenzie. "Memo to Members," *ALA Bulletin*. Vol. 44, No. 7, 1950, p. 268-269.
- (6) Cory, John MacKenzie. "Memo to Members," *ALA Bulletin*. Vol. 44, No. 9, 1950, p. 334-335.
- (7) 表1は以下をもとに作成した。
- ①"ALA Organization and Information 1950-51," *ALA Bulletin*, Vol. 44, No. 10, 1950, p.393-431.
- ②"ALA Organization and Information 1951-52," *ALA Bulletin*, Vol. 45, No. 11, 1951, p.371-410.
- ③"ALA Organization and Information 1952-53," *ALA Bulletin*, Vol. 46, No. 11, 1952, p.371-437.
- ④"ALA Organization and Information, 1952-53," *ALA Bulletin*, Vol. 47, No. 11, 1953, p.531-590.
- ⑤"ALA Organization and Information, 1953-54," *ALA Bulletin*, Vol. 48, No. 11, 1954, p. 605-670.
- ⑥"ALA Organization and Information, 1954-55," *ALA Bulletin*, Vol. 49, No. 11, 1955, p. 615-667.
- ⑦"ALA Organization and Information," *ALA Bulletin*, Vol. 50, No. 11, 1956, p.705-757.
- ⑧"ALA Organization and Information," *ALA Bulletin*, Vol. 51, No. 11, 1957, p.835-897.
- (8) Waller, Theodore T. "Expanding the Book Audience," *Books and the Mass Market*.

Harold K. Guinzburg, Robert W. Frase, and Theodore Waller, eds. Urbana, University of Illinois Press, 1953, p 43-66.

- (9) Cory, John MacKenzie and Waller Theodore. "Minutes of 30 October-1950 Joint Meeting," ALA Archives, RS18/1/26, Box2.
- (10) Clift, David H. "Memo to Members," *ALA Bulletin*. Vol. 46, No. 1, 1952, p. 4-5.
- (11) Clift, David H. "Memo to Members," *ALA Bulletin*. Vol. 46, No. 3, 1952, p. 68-69.
- (12) Clift, David H. "Memo to Members," *ALA Bulletin*. Vol. 46, No. 4, 1952, p. 102-103.
- (13) Bolté, Charles G. "Minutes of Joint Meeting: ALA Committee on Relations with Publishers and ABPC Committee on reading Development, Biltmore Hotel, New York, April 20, 1953," ALA Archives, RS18/1/26, Box2.
- (14) Dudley, Margaret W. "Minutes of Joint Meeting of ALA Committee on Relations with Publishers and ABPC Committee on Reading Development, Savoy Plaza Hotel, Rose Suite, Wednesday, November 11, 1953," ALA Archives, RS18/1/26, Box2.
- (15) 前掲<sup>(8)</sup>

# 岩猿敏生司書官誕生と大学図書館経営の学問的遍歴のはじまり

山中康行

桃山学院大学大学院経営研究科

yamanaka@kyoto-wu-ac.jp

岩猿敏生が司書官として最初に勤務した九州大学附属図書館の時期に焦点をあて、彼の足跡を関係資料にあたり、仔細に検討を加えた。最初の論文「図書館学方法論試論」を手がかりに、岩猿が、図書館経営（運営）の根本理念の「学としての図書館学を樹立しようとする試み」を実務、研究を通じて、どのように発展・変化させようとしたのか。その端緒を明確して、戦後日本の図書館界を牽引してきた岩猿敏生の大学図書館経営と図書館（情報）学の全体像に近づく第一歩とするものである。

## 1. 「図書館学方法論試論」1)

「一つの学問が学として構成される学問構成の原理は方法論として追及されなければならない」というバトラーの言を引用して、図書館学方法論についていささか考えてみようとするのはこのためである。」と執筆の動機を述べ、「図書館学の学としての可能性の問題」、「図書館はいかにあるべきか」に対する岩猿の見解を示している。理路整然とした哲学的な論述で難解な論文である。現場の経験を経ずに、図書館の管理職（司書官）に就いた岩猿の、行政官の最高責任者として図書館の概念の認識は業務を執行する上で不可欠であり、緊急の課題であったことがうかがえる。図書館経営（運営）の根本理念の図書館学についての考え、拠り所を示した内容である。岩猿が京都帝国大学で学んだマックスウェーバーの影響が論理構成に強く見られる。先行研究の文献を4件挙げているが、これらの論文等を直接参考にした箇所は「図書館学方法論試論」に見いだされない。むしろ岩猿独自の論考「学としての図書館学を樹立しようとする試み」であった。

「図書館学の学としての建設が要請される理由の一つ」→「「図書館学の学としての可能性の問題を問うということは図書館活動の実践にとってどういう意味を持ちうるか」→「凡ゆる科学が歴史的には先ず実践的観点から出発したように、図書館活動の実践をより合理的な観点の上に基礎づけようとするのである」→「これ

までの図書館関係の多くの論考は実践的技術問題に大体終始してきた」→「技術は所与の目的に対する手段にすぎない。→「複数の手段のなかから目的にたいして適合性をもちうるかの判断は試行錯誤。合理的な技術批判を可能にするのが科学でなければならない」→「図書館学の学としての建設が要請されるのは、これまでの技術問題に対して、技術批判を与えようとするのがその一つの理由」→（しかし）「技術は所与の目的に対する手段に過ぎないから、技術論からは目的自体の批判は不可能である」このような論法で論述している。

追記に、「本論は学としての図書館学を樹立しようとする一つの試みにほかならない。」そのことは、図書館学が実際的な問題解決に役立つかを明確にすることができると説いている。つづけて、岩猿の図書館学の概念について、予想される反論の項目として、「視聴覚資料の限界の問題、教育的機能の問題、図書館と社会との関係等の問題にふれておければ、私（岩猿）の考えがもっとはっきりするだろうし、図書館学が実際的な問題解決にいかに役立つかもはっきりするだろうと思っていたが」枚数がこえたので論究できなかったことを記している。（p.10）

## 2. 「図書館学の進展」2)

「図書館学方法論試論」で言い尽くせなかったことを述べている。「戦後の図書館学論の一つの大きな特色は、「図書館学の学としての可能性」をその原理から問わんとする点にあった」と書

きはじめ、日本の戦後の図書館学論の進展に就いて、①「戦後の図書館界にとってもっとも顕著な現象の一つは、いわゆる図書館学論の進展である。」②「戦後の図書館学論の一つの大きな特徴は「図書館学の学としての可能性」をその原理から問わんとする点にあった。」③「図書館学の学としての成立の可能性を本格的に問おうとした論文が、何れも昭和 26 (1951) 年頃から次々と発表されてきているのは面白い。(中略) 原因は、戦後のアメリカ図書館学の影響、直輸入の感を呈した」と述べている。

戦後の日本の図書館界は、IFEL 図書館学講習 (昭和 23 (1948) 年～昭和 26 (1951) 年) と指導者講習 (昭和 26 (1951) 年東京大学と慶応大学) で頂点に達した。これらの講習会で日本の図書館界の現役の第一線級にある人たちが、アメリカのテキスト、あるいは直接に米人講師の指導のもとに (中略) 講義要項の作成。図書館員職員として必要な科目として、とくに図書館奉仕 (視聴覚資料、レファレンス・ワーク等) 戦前には殆ど考慮が払われなかった図書館活動の分野がクローズアップされてきた。

新しい図書館活動の領域の開拓→これまでの図書館活動に対する根本的な反省→本格的な図書館学への動きは、先ずこの人たちからはじまった。国立大学に正式の講座を持つことは一つの学として成立することを客観的な承認を意味した。昭和 24・5 年以降相次いで大学で講義が始められるようになったことが、図書館学論の進展に拍車をかけることになったことは否めないだろう。近代図書館は近代社会無くしては存在しえない。図書館学論の進展こそ、1956 年度の日本の図書館界にとって、おおきな課題とならなければならない。このように図書館学の重要性を述べている。

### 3. 「図書館学における体系と方法」3)

学における体系と方法: 「知識は学問としてのみ即ち体系としてのみ現実的である」「体系なくして哲学することは少しも学問的であり得ない」「体系とは組織の概念でなければならない。学における体系とは組織だてるという一つの方法概念として考えることができるであろう (p.1)」と学における体系を定義づけている。

図書館学論 (図書館学という学問の構成原理の基礎に就いての一般的考察) について、小野

と大佐の二人の説を紹介している。小野則秋は図書館学を基礎づけるものはその体系であるとして、① 図書館ノ本質ヲ論定スル原理論 ② 機能ヲ統率スル方法論 ③ 形式的統制トシテノ行政論 ④ 補助科学論 に分け、大佐三四五の図書館学の体系は、① 理論 ② 史論 ③ 実務論 ④ 文献学 ⑤ 補助科学の 5 部門に分けている。小野・大佐両者の体系は、「その当時の図書館員の知っておくべき知識の項目の羅列といったものであつて、学問的であるよりは教育的である。」と述べ、「体系は一つの方法によって貫かれなければならない」。小野の 4 つの部門、大佐の 5 つの部門ともにそれらの部門間の相互の連絡はいかになるのであろうかと疑問をなげ、「学的体系なくして、現実の図書館活動の事実に基づく実質的連関に着目したものに外ならなかった。」と岩猿は批判している。

図書館学における方法のまとめとして、「図書館学が現実科学としての社会科学として成立する限り、それは現実に対する関心から出発するものである。しかしそれが科学として成立するかぎり、問題はつねに真理性にある。したがって、図書館学の成果が図書館実務の上に役立つかどうかということは問題でない。(中略) 科学はどこまでも真理の追究を目指すものだからである。」図書館学という学問の構成原理の基礎に就いての一般的考察—図書館学論は、学問における二つの方法概念は、1. 学問研究の方法と、2. 学問構成の原理 に分けられるとし、図書館学論は後者、学問構成の原理の方法概念に関わる問題であるとまとめている。

岩猿のこの論考に対して森耕一は、「図書館学は有効でなくてもよい—岩猿氏の「体系と方法」について」次のように批判している。4)

「岩猿自身の見解はこの論文の後半に、「体系というものはいかなる意味を持つであろうか」5) という設問をし、それにたいして「社会科学としての図書館学にとっては、体系なるものは (中略) 大した意義を持ちえない」6) と結論している。(中略)「岩猿氏はこの論文の全体を通じて、いったいなにを言おうとしたのであろうか。残念ながら、私の力では十分に理解することができなかった。一つには、私自身の社会科学的素養の不足のためであろうが、あちこちで論理の飛躍を感じた。部分的には理解できても、次々

のつながりがわからない。そして、最後に言おうとしていることも察せられないではないが、その結論が、私には、また賛意を表しがたいのである」(p.189)

この森耕一の批判に対して、岩猿は、「ぼくがいま森氏の批判に直接答え得ないのは、森氏自身の図書館学にたいする全般的な態度について十分な理解を持ち合わせていないからである。」と見解を述べている。7)

#### 4. 「図書館学と実践」8)

図書館論の要求の原因として、「図書館員は日本の社会の近代化のために、図書館という活動の場を通して戦っていかなければならないが、たんなる図書館にたいする技術論は、この戦いに目的を与えることができない。なぜなら技術は一定の目的があつてこそ、はじめて存在するものにすぎない。(中略)ところで今日図書館はいったいいかにあるべきかという根本問題がなんら明確にされていない。」からだとしている。

図書館学の成立は、アカデミーの世界からよりも、むしろ現場職員の実践を通じてこそ切実に要求されているのである。(p.34) 学と実践の関係について、科学はわれわれの実践的立場をどのように明晰にしてくれるのであろうかと問いかへ、科学は我々の実践的立場を明晰にすることができるのである」と結論している。

戦前の図書館では、図書館に関する技術だけで十分であったし、図書館活動の目的について争われることもなかった。したがって図書館の科学にたいする要求も起こりえなかった。重要な文化的機能を遂行すべき「機能としての図書館」として、一般に理解されてくるにしたがつて、図書館機能の意義や、図書館活動の目的を追求せざるをえなくなり、図書館学を要求してくる。」と述べている。実践を通じてこそ学が真に要求されてくる。というのが岩猿の主張である。

#### 5. 「図書館学における比較法について」9)

社会科学における歴史的方法と社会科学における比較法の重要性について順を追って説明をしている。「図書館学が社会科学のひとつとして、社会現象の一つである図書館現象をとりあつかうものであるとき、図書館学にとっても、まず歴史的認識方法が要請されてくることは当然であらう」→「科学としての図書館学をうち立て

るためには学的作業の手段としての法則の発見につとめなければならない」→「図書館学は一定の時間・空間の範囲内における図書館史的事実の叙述のみでは満足し得ない。法則は普遍妥当的なものでなければならない」→「したがって一定の時間・空間の範囲内における図書館史的事実から、その範囲内において妥当する法則が発見されたとしても、その法則が法則として純化されるためには、他のそれと比較しうる範囲内の事象にも同様に適合するかどうかを検証されなければならない」→「他との比較を通して、一般法則もだんだんと発見されていくし、又ひとつの歴史的事象の特異性もうきぼりされてくるであらう」→「ここに社会科学の研究手法としての比較法の重要性がある。」と論じ、図書館学における比較法について、岩猿は「分類の問題に関しては、(中略) ゆたかな成果をあげてきた。それは比較法の図書館学における有効性を示すものと言えるであらう」「歴史的研究の上に立った比較法は、図書館学においても、(中略) 図書館現象のあらゆる分野に適用されて、それぞれ豊かな学的成果をあげうるであらう。その意味において、図書館現象の科学的考察をころごす者にとって、比較法による研究は十分かえりみられなければならない」と比較法の有効性を認めている。比較法にたいする反省として、比較法は「ひとつの学的方法という名にふさわしいものであるかどうか」→「比較法は、厳密な一定の学的方法というよりはもっと漠とした観点とでも言うべきかも知れない。(中略) 比較法がひとつの学問的方法として厳密なものでなくても、自覚的な観点としてとりあげられるとき、それはわれわれの図書館学においても、興味ある新たなる研究領域を開いてくれるであらう」とし技術と対比された技術性の概念の不明確さ、およびそれらと学問との差異の不徹底を指摘し、図書館に関する諸技術の体系的な把握を今後に残している点を指摘している。

6. 藤川正信：図書館学における技術性の問題について岩猿は、書評 10) で次のように述べている。「技術という観点から図書館学を包蔵する諸問題に焦点を当てることを意図するもの→

「学と実践」この両者の混同が図書館学の当面している危険な状況と指摘→学問が究極的に求

めるものは知的真理であり、「学問は実践的要求を満足させる必要はない」意欲的存在としての人間が、自己の行為を批判したり、正当化する際に学問の成果に頼ることはさしつかえないが、自己の実践的用要求を学問に求めることは正当でない。彼はむしろ信仰とか道德律とか“ハウ・トゥもの”に、それを求めるべきであろう」(p.4)と書いているのは傾聴すべきであろう。としながらも「学と実践」がいかなる関連を持つものであるかについて藤川は言及していないと指摘している。藤川の「技術論の考察」について、「図書館を場とした人間の実践行為をとりあげた場合、図書館人としての各自の、広くは世界観或いは文化観、狭くは図書館観が明確にされないかぎり、図書館における技術は単なる習慣的手段になりおわる」と述べ、技術がたんなる習慣的手段になりおわることなく、目的遂行のための生産手段でありうるためには、目的設定がはっきりしていることが必要である。図書館の目的は図書館機能の本質規定から明確にされる。技術論は必然的に目的論(本質論)につきあたる。または、目的論(本質論)を前提とする。としている。岩猿は、藤川の理論の筋道を「図書館活動の諸分野において、われわれはすでに多くの技術を駆使してきたが、図書館理念が明確にされないかぎり、図書館における技術は単なる習慣的手段になりおわる。すなわち技術としての意味を失う。図書館理念が明確になれば、これまで利用されてきた「個々の技術を統合し支配する立場」が設定されることになるし、また新しい技術も発展しよう。技術とは、人間が「より効果的に物事を処理する手段」であり、技術性とは、いくつかの「技術を秩序づけ、組織化し、活かしていく知性」であるとし、図書館の目的を、「記録された資料群をつうじてコミュニケーションの円滑化、能率化」とすれば、このための全ての技術は技術性をもち、それを図書館学とよびたい。

以上の論旨に対し、(技術と対比された“技術性”の概念の不明確さ、およびそれらと“学問”との差異の不徹底、図書館に関する諸技術の体系的な把握を今後に残している点を岩猿は指摘している。

注

- 1) 「図書館学方法論試論」『図書館学』No.2, 1955.6, p.1-10.
- 2) 「図書館学の進展」『図書館雑誌』Vol.50, No.1, 1956, p.7-9.
- 3) 「図書館学における体系と方法」『日本図書館学会会報』Vol.4, No.2, 1957.9, p.1-8
- 4) 森耕一「図書館学は有効でなくてもよいかー岩猿氏の「体系と方法」についてー」『図書館界』Vol.9, No.6, 1958. p.189
- 5) 『日本図書館学期年報』Vol.4, No.2, 1957.9 p.7
- 6) 「図書館学における体系と方法」『日本図書館学会会報』Vol.4, No.2, 1957.9, p.8
- 7) 「図書館学と実践」『図書館界』Vol.10, No.2, 1958.6, p.33
- 8) 「図書館学と実践」『図書館界』Vol.10, No.2, 1958.6, p.33-37
- 9) 「図書館学における比較法について」『図書館の学と歴史』(京都図書館協会十周年記念論集) 1958.7, p.1-6.
- 10) 藤川正信の「図書館学における技術性の『図書館界』Vol.10, No.4, 1958.10, p.124-126

岩猿敏生略歴

- 1919 年 生誕
- 1943 年 京都帝国大学文学部卒業
- 1948 年 九州帝国大学大学院修了
- 1950 年 九州大学附属図書館司書官
- 1956 年 京都帝国大学附属図書館事務長
- 1966 年 京都帝国大学附属図書館事務部長
- 1976 年 関西大学文学部教授
- 1990 年 関西大学退職
- 2016 年 逝去

# 全学的教育改善プログラムにおける情報リテラシーコーディネーターの役割

## ～トリニティ大学の事例～

上岡真紀子<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 帝京大学高等教育開発センター

mueoka@main.teikyo-u.ac.jp

### 抄録

本稿の目的は、ラーニングコモンズをマネジメントする専門的図書館員について、米国での事例調査に基づき、その活動内容と人物像を明らかにすることである。事例において、専門的図書館員は、情報リテラシーによる教育改善計画を提案し、全学の教育改善プロジェクトを率いた。その活動内容からは、専門的図書館員には、情報リテラシー、インストラクショナルデザイン、アセスメント、プログラムマネジメント、リーダーシップの知識とスキルが求められることが示唆された。

## 1. 背景と目的

現在、わが国において、アクティブラーニング、および学習者中心の学習を支援し、実現するための場として、ラーニングコモンズ(以下、LC)の設置が相次いでいる。その中で、LCの教授・学習支援の効果を最適化・最大化するために、LCの活動をマネジメントする専門的人材の配置と育成が急務となっている。

LCにおいて、どのような教授・学習支援を行うのかについては、先行する米国において、すでに2000年代から議論されてきており、物理的施設としてのLCの一般的機能の構成要素<sup>1)</sup>や、LCに先行して1990年代から設置が進められていたインフォメーションコモンズとの差異などの理念的側面からも、そのあり方が示されている。

Donald Beagleは、LCの理念と機能を、インフォメーションコモンズからLCへの4段階の変革モデルによって論じている。インフォメーションコモンズでは、電子的情報源へのアクセス、学生が協働して学べる場、図書館員や学生スタッフによる支援を提供するが、それらはあくまでも図書館によって独自に行われ、学内の他の取り組みとは切り離されている。これに対して、LCでは、ファカルティディベロップメントセンターや教授・学習支援センター、あるいはライティングセンターといった学内の他の教授・学習支援の部署との連携のもとにサー

ビスや支援が提供され、その活動はもはや図書館中心でなく、他部署との協働が基本となる。さらに、第4段階である完全なるLCでは、その活動が、一般教育や学科のカリキュラム改訂や、ライティングアクロスザカリキュラムといった、全学レベルでの改革や改善の取り組みと密接に連動して行われる<sup>2)</sup>。

このモデルから示唆されるのは、LCをマネジメントする専門的人材には、他部署との協働をコーディネートする役割の他に、究極には、LCの活動を全学的な教育改善の活動と結びつけて連動させる役割が求められることである。しかしながら、LCの活動を全学的な教育改善の取り組みに連動させるとは、具体的にどのような活動を指すのか、また、そうした専門的人材にどのような知識やスキルが必要なのかについては明らかにされていない。

そこで本研究では、LCをマネジメントする専門的人材について、先行する米国の事例を対象に、その活動内容と人物像を明らかにすることを目的とする。特に、Beagleのモデルの第4段階である、全学の教育改善活動との連携において、専門的人材が活躍した事例を検討する。

## 2. 対象と方法

米国のトリニティ大学(Trinity University)を対象に、担当者(情報リテラシーコーディネーター)に、活動内容のインタビューを行った。

インタビューは、2017年1月26日、27日に実施した。

### 3. 結果

#### 3.1 トリニティ大学の概要と図書館の教授・学習支援プログラム

トリニティ大学は、テキサス州サンアントニオに位置する私立のリベラルアーツの大学である。フルタイムの学生数は約2,500名、フルタイムの教員数は250名、図書館員数は25名である<sup>34)</sup>。図書館員のうち、インストラクションライブラリアンの肩書きを持つのは4名、その他に専門領域を担当するリエゾンライブラリアンもインストラクションを行っている<sup>5)</sup>。

トリニティ大学では、図書館員による教授・学習支援として、1980年代からビブリオグラフィックインストラクションが行われてきた。2000年からは、それらは情報リテラシープログラムとして提供され、授業内でのインストラクション、文献リストの作成、教員との共同による課題の作成、成績評価などを行っている<sup>6)</sup>。

#### 3.2 情報リテラシーコーディネーターの設置

情報リテラシーコーディネーター（以下、ILコーディネーター）のポジションは、2003年に、図書館内にインフォメーションコモنزが設置されると同時に設けられた。ILコーディネーターは、その後の3年間に、以下の取り組みを行った<sup>7)</sup>。

##### (1) 教員へのニーズ調査

2003年から2005年にかけて、すべてのセメスターでフォーカスグループを実施し、教員の情報リテラシーへのニーズ調査を行った。その結果、教員たちは学生のリサーチ力不足を認識しているが、解決策を持っておらず、改善のための支援へのニーズがあることが示された。

##### (2) 教員へのアウトリーチ

ILコーディネーターは、3年をかけて、初年次教育を担当するすべての教員に会い、情報リテラシーのアウトカムと、それらを初年次教育に組み込むことの重要性について話し合った。その結果、初年次教育への情報リテラシーの統合が進み、図書館員によるセッション数も飛躍的に伸びた<sup>8)</sup>。

##### (3) 学生の情報リテラシーの評価

またこの間、ILコーディネーターは、図書館独自による、学生の情報リテラシーの評価活動をリードした。データの収集は、各セッションでのミニッツペーパーの回収の他、全米レベルと地域レベルでの標準化テストへの参加を通じて行われた。その結果、学生の情報リテラシーに改善の余地があることが明らかとなった<sup>9)</sup>。

#### 3.3 全学的教育改善計画の提案：情報リテラシーのQEP(Quality Enhancement Plan: 教育の質改善計画)<sup>10)</sup>

2006年に、大学の再認証<sup>11)</sup>の際に提出が求められるQEPのテーマについて、学長命による学内公募が行われた。図書館長とILコーディネーターはこの機会を捉え、情報リテラシーのカリキュラムへの統合による、学生の情報リテラシーの改善計画を提案した。この案は、他の25の提案を抑えて採用された。

2007年に、学長直属のQEP実行委員会が組織され、ILコーディネーターは、もう1名の教員とともに委員長を務めることとなった。

情報リテラシー向上のためのQEP（以下、IL-QEP）は、正課と正課外の両方で学生に情報リテラシーを身につけさせることを目的とした、5年間の教育改善計画である。IL-QEPの柱は、以下の4項目とされた。

(1) 教員と職員に向けたワークショップ：ワークショップは科目や授業の内容でなく方法に焦点を当て、教員が新しい技術に親しみ、技術の変化に対応した課題をデザインできるようになること、学習目標に情報リテラシーを組み込めるようになることを目的とする。ワークショップにより、教員に情報リテラシーのための学習の強化について話し合う機会を提供する。

(2) 科目の改訂および新規科目設置のための助成：情報リテラシーのための新たな科目の設置、および既存科目を、情報リテラシーを習得させるものに改訂するための助成制度を設ける。

(3) 図書館内への新たなポジションの設置：教員によるカリキュラムと科目の改訂を支援するため、図書館内に、新たに、情報リテラシー専門の図書館員（information literacy librarian）1名と、2名の教育工学の技術者（instructional technologist）のポジションを設ける。

(4) 図書館内の改修：上記を実施するために必要な図書館内事務スペースの改修を行う。

QEP 実行委員会における IL コーディネーターの最初の仕事は、委員会のメンバーに IL とは何かを説明することであった。IL コーディネーターは、IL プログラムを提供している他大学から講師を招き、委員向けのリトリートを実施し、ブレインストーミングをリードするなど、委員会内でリーダーシップを発揮した<sup>12)</sup>。

QEP 実行委員会は、カレッジ・研究図書館協会 (Association of College and Research Libraries) のスタンダード<sup>13)</sup>を参考に、トリニティ大学独自のスタンダードを開発し、さらにそれらをもとに、学年ごとの段階的な学習目標を開発した。また、これらの学習目標に基づいてカリキュラムと科目を改訂していくための、1 年ごとの 5 年間のスケジュールと予算案を作成した。これらの内容は、ア kreditation ションハンドブックの QEP 作成基準に則り、レポートとしてまとめられた。IL コーディネーターは、情報リテラシーの文献レビューなど、レポートの多くの部分の執筆を担当した<sup>14)</sup>。

レポートは、2008 年の現地査察の際に提出され、評価チームから激賞された。

### 3.4 IL-QEP の実施

2008 年から、実際に IL-QEP が実行に移された。QEP 実行委員会は現地査察をもって解散し、常設の情報リテラシー委員会 (以下、IL 委員会) が設置され、ここでも IL コーディネーターが委員長を務めている。

IL-QEP では、すべての学科に、独自の情報リテラシー基準の設置と、学生が包括的に情報リテラシーを習得する機会としてキャップストーン科目の設置が要請された。個々の教員には、科目の学習目標への情報リテラシーのアウトカムの組み込みと、その習得のための課題の作成が求められた。

これらの取り組みのために、以下の支援が行われた。

(1) ワークショップ: ワークショップは、毎年対象を決めて開催された。初年度は初年次科目、2・3 年目は共通科目と専門科目、4 年目はシニアのキャップストーン科目、5 年目は大学院の科目である。

ワークショップには、ゲストスピーカーが招かれ、他の大学の取り組みが紹介された。その後、小グループに分かれて、学習目標の作成や

課題作成のワークが行われた。このワークショップへの参加は、助成への応募条件とされた。

(2) 助成: 助成の申請には、情報リテラシーの学習目標を記載したシラバスと、それらを習得するための課題のサンプルの提出が求められた。申請のために、IL コーディネーター、情報リテラシー専門図書館員、教育工学の技術者のコンサルテーションを受けることが奨励され、多くの教員がコンサルテーションを受けた。

(3) シンポジウム: シンポジウムは、助成を受けた教員の経験と成果を、学内で共有する機会として開催された。同時に、IL-QEP を学内外に広報する役割も果たした。

(4) ルーブリック開発ワークショップ: 科目改訂のためのワークショップの他に、情報リテラシーを評価するためのルーブリック開発のワークショップが追加で行われた。このワークショップを通じて、初年次とシニアレベルのためのメタルーブリックが開発された<sup>15)</sup>。

これらのプログラムの運営は、IL コーディネーターのリーダーシップのもと、情報リテラシー委員会が担った。IL コーディネーターは、自らの役割を、情報リテラシーの知識とカリキュラム・授業デザインの知識をブレンドして、教員の専門能力開発を支援することだと述べている<sup>16)</sup>。

### 3.5 活動の成果

IL-QEP の実施を通じて、図書館に新たなプログラムと機能が追加された。

#### (1) Undergraduate Student Research Awards

教員だけでなく、学生に対しても情報リテラシー獲得のインセンティブを与え、優れた成果を称えて、他の学生のモデルとすることを目的に、学生褒賞の仕組みが設けられた。このために全学レベルの運営・審査委員会が設置され、IL コーディネーターが委員長を務めている<sup>17)</sup>。

#### (2) Curriculum Development Database

教員が作成した情報リテラシーの課題とシラバスは、他の教員の情報リテラシーへの取り組みを支援するためにデータベース化され、図書館のウェブサイトを通じて公開されている。

#### (3) Collaborative Learning and Teaching の設置

IL-QEP の成功は、ワークショップ、助成、コンサルテーションによる学内改革の成功体験

と成功モデルをもたらした。IL-QEP 以前には、トリニティ大学は、教育改善のための独立したセンターを持っていなかったが、IL-QEP の成功を継続させるため、図書館の中に、新たに教育改善のためのセンターを設置することが決められた。センターと図書館は現在も強い協力関係にあり、センター主催のワークショップに図書館員が講師やファシリテーターとして参加するなど、協働が行われている<sup>18)</sup>。

#### (4) Student Success Center の移設

2018 年度、新たに学生の学習を支援するセンターが図書館内に移設されることが決められた。大学は、このセンターが図書館と協力して学生を支援することを期待しており<sup>19)</sup>、このことは、IL-QEP の成功以降、現在でも、大学が、図書館を、教授と学習の質向上のための学内における協働の中心地として認知し、期待していることを示している。

#### 4. まとめと考察

トリニティ大学の事例における IL コーディネーターは、教員のニーズ調査とアウトリーチ、学生の IL 能力のアセスメント、教員への学習目標の設定・課題作成・ルーブリック開発などの専門能力開発プログラムの開発と提供、およびコンサルテーション、全学の委員会への参加を行っていた。

これらの職務のためには、情報リテラシーに関する十分な知識に加えて、カリキュラムや授業のデザイン、成果のアセスメント、プログラムマネジメントの知識とスキル、さらにこれらの取り組みを率いるためのリーダーシップのスキルが必要なことが示唆される。

#### 謝辞

本研究は、科研費 (16K00444) の助成を受けたものである。

#### 引用文献

- 1) McMullen, S. Libraries in transition: evolving the information ecology of the Learning Commons: a sabbatical report. 2007.  
<http://docs.rwu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1009&context=librarypub>, (accessed

- 2017-4-17)
- 2) Beagle, D. From Information Commons to Learning Commons: a white paper for presentation for University of Southern California Leavey Library. Conference Paper. 2004.
- 3) Trinity University. About Trinity.  
<https://new.trinity.edu/about-trinity>, (accessed 2017-4-17)
- 4) Coates Library. Staff Directory.  
<http://lib.trinity.edu/lib2/people.php>, (accessed 2017-4-17)
- 5) IL コーディネーターへのインタビュー
- 6) Trinity University. Expanding Horizons: Using Information in the Twenty-First Century. 2007.
- 7) 前掲 5)
- 8) 前掲 6)
- 9) 前掲 6)
- 10) 前掲 6)
- 11) 米国の高等教育機関は、10 年ごとに地域アクセラレーション機関による適格認証の再認証を得る必要がある。
- 12) Millet, M; Donald, J; Wilson, D. Information literacy across the curriculum: Expanding Horizons. College & Undergraduate Libraries. Vol.16, 2009, p.180-193.
- 13) Association of College and Research Libraries. Information Literacy Competency Standards for Higher Education. 2000.  
<http://www.ala.org/acrl/standards/informationliteracycompetency>, (accessed 2017-4-17)
- 14) 前掲 5)
- 15) Oakleaf, M; Millet, M; Kraus L. All together now: getting faculty, administrators, and staff engaged in information literacy assessment. Portal. Vol.11, No.3, 2011, p.831-852.
- 16) Millet, M. Be prepared for the opportunity: Foundation, Information Literacy, and QEP. LOEX Quarterly. Vol.37, 2010, p.8-12.
- 17) 前掲 5)
- 18) 前掲 5)
- 19) 前掲 5)

大学図書館の学習支援機能の可能性を検討するにあたり、大学生の学習行動全体の実態を知るため、13名の学生を対象としたフォト・ボイス調査を実施した。学習開始時に時間と場所、学習内容のわかる物品などを撮影してもらい、その写真に基づいてインタビューを行った。結果から、大学生が学習時に場所を選択する要因として、1)学習内容、2)学習時間帯の2つが関わっていることがわかった。

## 1. 研究の目的

資料の電子化とオンライン化が進む中で、大学図書館の存在価値は再定義を迫られている。大学図書館が自己の役割を再定義するにあたり、学習支援機能が注目を集めている。大学図書館がどのような学習支援機能を担えるのかを検討するには、まずは大学生の学習行動全体の実態を知ることが必須となる。そこで本研究では、大学生の日常的な学習がどのような環境のもとで行われているかを総合的に知ることを目的とする。

大学生が学習する際に、どのような場所・物品をそなえた環境を誰と利用し、その環境を選択するに際し、学習の内容は関係するのかを調査する。その結果から、図書館とそれ以外の場所・環境とで、学習内容や学習場所の選択利用に相違があるのかについて検討し、図書館という場所が他の学習場所とはどう違うのかを明らかにする。

## 2. 調査方法

### 2.1 調査対象

調査対象は、著者が勤務する横浜国立大学の学部生・大学院生とした。附属図書館で雇用しているアルバイトの学生に調査の概要を説明した上で協力を呼び掛け、さらにその知人・友人の学生を紹介してもらった。並行して図書館内にポスターを掲示するなどして協力者を募った。最終的に13人の学生（学部学生9名、大学院生4名）が対象となった。

### 2.2 調査方法

2016年10月～2017年2月の任意の連続し

た7日間、調査対象者が「学習を始めた」と認識した際に、周囲の環境や使用した物品、一緒にいた人物などを記録のため写真撮影してもらった。

7日間の撮影終了後インタビューを実施し、写真をもとに、学習の内容について30分～1時間程度尋ねた。あわせて、写真に写っている場所、物品、一緒にいた人物について、そしてその場所や環境を選択した理由などを詳細に尋ねた。

## 3. 調査結果

### 3.1 学習時間の場所別・学習内容別集計

写真の合計は178枚、学習の合計時間は280.9時間となった。学習場所を①図書館、②図書館以外の学内、③学外のいずれかに分類した上での、調査対象者別の結果を第1表に示す。

場所ごとの時間数合計は第2表に示す。①図書館、②図書館以外の学内、③学外の3つの分類で合計すると、学習時間が最長だったのは「図書館以外の学内」(165.7時間/59.0%)で、なかでも「研究室」が159.2時間で最長だった。研究室には一度来ると長時間滞在する傾向があることと、毎日来て実験やその準備を続ける必要があることなどが理由として考えられる。

次に「学外」での学習時間(70.4時間/25.1%)が長く、その内訳では39.6時間で自宅が最長であった。図書館は3つに分類した中ではもっとも時間が短く、44.8時間(15.9%)であった。

第1表 所属学部・学年・撮影枚数・時間

|   | 所属          | 学年 | 図書館  | 学内    | 学外   | 学習時間合計 | 写真枚数 |
|---|-------------|----|------|-------|------|--------|------|
| A | 経営学部        | 2年 | 6.8  | 0.0   | 7.7  | 14.5   | 21   |
| B | 経営学部        | 3年 | 17.5 | 0.0   | 2.9  | 20.4   | 19   |
| C | 理工学部        | 3年 | 4.8  | 54.5  | 0.0  | 59.3   | 5    |
| D | 理工学部        | 3年 | 0.0  | 29.1  | 3.3  | 32.4   | 27   |
| E | 理工学部        | 4年 | 0.0  | 3.3   | 2.0  | 5.3    | 3    |
| F | 理工学部        | 4年 | 0.0  | 12.9  | 0.0  | 12.9   | 3    |
| G | 教育人間科学部     | 4年 | 5.3  | 3.7   | 12.1 | 21.1   | 7    |
| H | 理工学部        | 4年 | 8.4  | 0.0   | 9.5  | 17.9   | 21   |
| I | 経済学部        | 4年 | 2.0  | 2.8   | 3.0  | 7.8    | 6    |
| J | 工学府         | M1 | 0.0  | 26.4  | 0.0  | 26.4   | 17   |
| K | 都市イノベーション学府 | M1 | 0.0  | 4.7   | 15.8 | 20.5   | 14   |
| L | 都市イノベーション学府 | M1 | 0.0  | 9.1   | 1.9  | 11.0   | 19   |
| M | 教育学研究科      | M2 | 0.0  | 19.2  | 12.2 | 31.4   | 16   |
|   |             |    | 44.8 | 165.7 | 70.4 | 280.9  | 178  |

(単位：時間)

第2表 場所ごとの時間数

|     | 場所       | 学習時間  | 合計    | 割合     |
|-----|----------|-------|-------|--------|
| 図書館 | 中央図書館    | 40    | 44.8  | 15.9%  |
|     | 理工系研究図書館 | 4.8   |       |        |
| 学内  | 研究室      | 133.3 | 165.7 | 59.0%  |
|     | 院生室      | 19.2  |       |        |
|     | 実験棟      | 6.7   |       |        |
|     | 学内ローソン   | 3.7   |       |        |
|     | 国際交流センター | 1     |       |        |
|     | 経済学部ラウンジ | 1.8   |       |        |
|     | 自宅       | 39.6  |       |        |
| 学外  | 友人の家     | 4.3   | 70.4  | 25.1%  |
|     | ファーストフード | 1     |       |        |
|     | カフェ      | 5.7   |       |        |
|     | バス       | 0.3   |       |        |
|     | 電車       | 2     |       |        |
|     | 外部       | 17.5  |       |        |
|     |          |       | 280.9 | 100.0% |

(単位：時間)

第3表 学習内容別時間数

| 学習内容     | 合計    | 割合     |
|----------|-------|--------|
| 勉強する     | 9.2   | 3.3%   |
| 問題を解く    | 89.0  | 31.7%  |
| 執筆する     | 56.1  | 20.0%  |
| 本・論文を読む  | 8.1   | 2.9%   |
| 調べる      | 2.8   | 1.0%   |
| 調査・実験・研究 | 101.6 | 36.2%  |
| 就職活動     | 13.0  | 4.6%   |
| その他      | 1.1   | 0.4%   |
| 合計       | 280.9 | 100.0% |

(単位：時間)

学習内容別の時間数が第3表である。学習内容の分類については谷ら<sup>1)</sup>の先行研究に基づき、これに当てはまらない学習内容があっ

た際には著者が独自に追加した。

もっとも学習時間が長かったものは「調査・実験・研究」(卒業研究や修士論文のための実験、調査)で101.6時間(36.2%)、つづいて「問題を解く」(試験勉強、公務員試験の勉強等)が89.0時間(31.7%)、「執筆する」(授業のレポート執筆、修士論文の執筆等)が56.1時間(20.0%)という順番になった。

### 3.2 学習場所ごとの学習の特徴

第4表は学習内容と学習場所のクロス集計表である。

第4表 学習内容と学習場所のクロス集計

| 学習内容     | 図書館  | 学内    | 学外   | 合計    | 割合     |
|----------|------|-------|------|-------|--------|
| 勉強する     | 0.0  | 6.2   | 3.0  | 9.2   | 3.3%   |
| 問題を解く    | 25.2 | 42.8  | 21.0 | 89.0  | 31.7%  |
| 執筆する     | 14.1 | 32.0  | 10.0 | 56.1  | 20.0%  |
| 本・論文を読む  | 0.0  | 0.0   | 8.1  | 8.1   | 2.9%   |
| 調べる      | 0.0  | 2.8   | 0.0  | 2.8   | 1.0%   |
| 調査・実験・研究 | 0.0  | 80.8  | 20.8 | 101.6 | 36.2%  |
| 就職活動     | 5.5  | 0.0   | 7.5  | 13.0  | 4.6%   |
| その他      | 0.0  | 1.1   | 0.0  | 1.1   | 0.4%   |
| 合計       | 44.8 | 165.7 | 70.4 | 280.9 | 100.0% |

(単位：時間)

図書館を利用する際の学習内容は、1)問題を解く(25.2時間/56.2%)、2)執筆する(14.1時間/31.4%)、3)就職活動(企業研究や自己分析)(5.5時間/12.3%)の順番で、それ以外の学習内容はなかった。

学内の図書館以外の場所での学習内容は、1)調査・実験・研究(80.8時間/48.8%)、2)問題を解く(42.8時間/25.8%)、3)執筆する

(32.0 時間/19.3%) の順番であった。

学外での学習内容は、1)問題を解く (21.0 時間/29.8%), 2)調査・実験・研究 (20.8 時間/29.5%), 3)執筆する (10.0 時間/14.2%) であった。

場所別の学習内容ごとの学習時間を集計した結果からは、「図書館以外の学内」では「調査・実験・研究」が長時間を占めていたが、それ以外には場所と学習内容に関連があるとはいえなかった。

#### 4. 学習場所選択に影響を及ぼす要因

続いて事例を基に、学習場所選択に影響を及ぼす要因について検討する。

##### 4.1 要因①学習内容

学習内容は常に場所選択の直接的な要因になっているとは限らないが、3で示した通り、大学内の研究室を利用する場合は学習内容との強い関連が見られた。研究室での学習時間の合計は 159.2 時間であり、その内 80.8 時間が「調査・実験・研究」、研究室にいる時間の 50.8%は「調査・実験・研究」の学習時間となっていた。

理工学部 of 学部生である C, D, F および大学院生である J と L は調査期間中の学習時間のほとんどを研究室・実験室・院生室で過ごしていた (C が 91.9% (54.5 時間), D が 30.9% (29.1 時間), F と J が 100.0% (12.9 時間および 26.4 時間), L が 82.7% (9.1 時間))。C, D, F, J, L が「調査・実験・研究」に取り組んだ時間は合計で 82.8 時間であり、総学習時間である 142.0 時間の 58.3%を占めている。研究室に自席があり、実験器具や実験データなどがそこからしかアクセスできない状態にあること、毎日決まった時間に研究室に行くように義務付けられていること、そこに行けば教員や研究室の仲間からいつでも助言を受けられることなどが選択理由として挙げられた。「調査・実験・研究」という限定された学習内容においては、学習内容が学習場所の主要な選択要因となっていた。

J, L と同じ大学院生の K と M についてはどうであろうか。K の場合、学外の時間数が

15.8 時間 (総学習時間 77.0%) で 7 日間で最長となっている。これは K がこの期間、研究調査のため学外に出る教員に同行して調査を実施した日が多かったためである。M の場合も学内 (研究室) が 19.2 時間 (61.1%), 学外が 12.2 時間 (38.9%) となっているが、この「学外」とは修士論文のための現場調査である。したがって K と M の場合も、「調査・実験・研究」という限定された学習内容において学習内容が学習場所の主要な選択要因になっている例と言える。

研究室での行動については、一日のほとんどを研究室で過ごし、私物なども置いているという者がいる反面、研究室内では関連する研究や実験などと直接関わりのある学習以外ではできない・やりづらいという発言もインタビューにおいて聞かれた。調査対象の学生たちは、「調査・実験・研究」以外に、「問題を解く」、「執筆する」等の学習にも取り組んでいる。こうした学習は研究室内ではできないため図書館を利用しているとのことだった。C の学習行動からはこの点がはっきりうかがえ、「調査・実験・研究」(プログラミング)は研究室で、「問題を解く」(TOEFL の試験勉強)は図書館でといった場所の使い分けをしているが、土日は研究室に自分以外のメンバーがほとんど来ないため、研究以外の学習もしているとのことだった。C の事例からは、学習場所が学習内容を限定する要因にもなっていることがわかる。

##### 4.2 要因②時間帯

調査期間中に図書館を利用していたのは A (6.8 時間/46.9%), B (17.5 時間/85.8%), C (4.8 時間/8.1%), G (5.3 時間/25.1%), H (8.4 時間/46.9%), I (2.0 時間/25.6%) の 6 名である。いずれも学部生で、人文社会科学系の者が多く、前述の C 以外は研究室での学習はなかった。H は理工学部 (数学) の学生であるが、他の理工学部の学生とは異なり、調査期間中に「調査・実験・研究」には取り組んでいない。C と H 以外の学生は、学内に研究室のような特定の居場所を持たないという共

通点がある。

Aは調査期間中に、「執筆する」学習（ゼミのレポートの執筆）に10.5時間取り組んでいるが、場所別にみると図書館6.8時間、カフェ3.7時間となっており、学習内容によって学習場所を決定しているとは言えない。Bの7日間の学習行動はすべて「問題を解く」（公務員試験の勉強）であったが、図書館を非常によく利用しているものの、学外でも同様の学習をしている。Gは図書館・学内・学外のそれぞれの場所を同等に利用している。

この3名の場合、選択の要因となっているのは、学習に取り組む時間帯とその前後の予定である。Aは図書館の開館時間内に学習する際や、大学に来ている日に学習する際には常に図書館を選択しており、学内の図書館以外の場所での学習は調査期間中1度もなかった。前述の「執筆する」学習に学外（カフェ）で取り組んだ日は、祝日で大学に来る予定がなかったことと、前後にアルバイトや友人と会う予定があったために、アルバイト先と友人との待ち合わせに都合の良い場所の中間地点として選んだのであって、学習場所としては快適とは言えなかったことを本人も認めている。

Bの場合も学習内容は7日間ほぼ変わらず、授業の有無にかかわらず基本的に図書館を選択して学習しているが、日曜日で大学に行く予定はないが予定があつて外出する、という日には学外（カフェ）を利用している。

Gは図書館を最も長い時間利用しているわけではないが、詳しく学習時間帯を見ていくと、学内の図書館以外の場所を利用しているのは図書館が通常よりも早く閉館する土曜日の図書館閉館後の時間帯であり、学外（自宅、友人宅）を利用しているのは夜間から深夜の時間帯となっていた。

Hは「問題を解く」（試験のための勉強）が4.9時間、就職活動（企業研究や自己分析）が13時間であるが、図書館を利用するか学外（自宅）を利用するかは学習内容とは結びついていない。Hが最も長時間学外（自

宅）を利用している日も、授業がない日曜日だった。

したがってA、B、G、Hの4名については、大学に来る予定があり、図書館の開館時間であれば図書館を選択するが、他の予定や時間帯に学習する際には他の場所を選択する、というように、時間帯とスケジュールが学習場所選択の主要な要因となっていた。

#### 4.3 その他の要因

経済学部4年生であるIはG同様、図書館・学内・学外のいずれも同程度に利用しているが、学習場所と学習内容、時間帯の関連を見ると、Gとは傾向が異なる。Iは休日でも大学に来る必要のない日でも図書館に来て学習（「執筆する」＝授業のレポート）しているが、大学に来ている日に図書館ではない場所（国際交流センター）で「執筆する」学習に取り組んでいた。経済学部のラウンジで「勉強する」学習（授業の復習）をしていたりする。唯一自宅で学習した日は、翌日の締め切りに間に合わせなければならない提出物があったためということであり、相当にやむを得ない事情がない限り自宅では学習したくないとの発言はあったが、学内でどの場所を選択するかについては、明確な選択要因がわからなかった。

このIと理工学部4年生であるEについては、期間中の学習時間総数が短く、Iは7.8時間、Eは5.3時間となっている。Eについては、インタビューによって、理工学部（機械工学）の学生であることから、授業時間以外は研究室にいる時間が長いことはわかっているが、学習時間全体が短かったこともあり、この2名については場所の選択要因を分析できなかった。

#### 参考文献

1) 谷奈穂、竹内茉莉子、池尻亮子、丸茂里江、庄司三千子、國本千裕、白川優治。図書館における学生の行動とその行動に関係する環境の要素：フォーカス・グループ・インタビューによる探索的調査。大学図書館研究.2016,vol.105,p.55-66.

# 視覚障害学生に対する図書館資料のテキストデータ化 ——大学図書館の迅速な環境整備のために

植村 要

株式会社図書館総合研究所

kanameuemura@gmail.com

抄録

本報告は、大学図書館が著作権法第37条第3項に基づいて、図書館資料をテキストデータ化するための環境を迅速に整備する方法について検討する。方法は、テキストデータ化の作業における負担を、大学図書館という館種がもつ特徴を考慮して、障害者差別解消法が規定する「過重な負担」という観点から考察する。結論として、テキストデータ化の作業を集中的に担う機関を設置し、各大学図書館は障害学生の入学などに応じて、この機関からデータの配信を受けるという仕組みづくりを検討することの必要性を指摘した。

## 1. 背景・目的

全盲の学生にとって、大学図書館はいたって不便なところである。近年増加している機関リポジトリや電子ジャーナルであれば、画面読み上げソフトであるスクリーン・リーダーで聴読可能だが、全てが読み上げられるわけではない。さらに、紙に印刷された図書館資料にいたっては、媒体変換をしない限り、講読不可能である。

こうした視覚障害学生の読書環境の整備は、従来、自助努力に任されてきた。しかし、大学図書館にも障害者差別解消法が適用され、環境整備と合理的配慮が求められることになった。とはいえ、視覚障害学生が入試に合格してから入学してくるまでの短期間に、読書環境を整備することは、大学にとっては容易なことではない。

そこで、本報告は、入学してきた視覚障害学生から、図書館資料に社会的障壁があるとの意思表示と、テキストデータ化による合理的配慮の提供を要請される場合を想定し、そのような合理的配慮を提供するための環境を

迅速に整備する方法について検討することを目的とする。

本研究の成果は、視覚障害がある学生にも健常な学生と同様に利用できる図書館づくりに寄与する。合わせて、視覚障害学生を健常学生には生じない自助努力から解放することにつながるだろう。

## 2. 方法

大学図書館が著作権法第37条第3項に基づいて、図書館資料をテキストデータ化するためには、学内、館内の環境整備が必要になる。そこで、大学図書館が整備しなければならない環境の内実について、先行研究などから精査する。

また、障害者差別解消法は、合理的配慮について実施に伴う「負担」が「過重」でない範囲と規定する。そして、「過重な負担」を考慮する要素として基本方針は、事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況を挙げている。そこで、前記した図書館資料

のテキストデータ化を実施するために必要な環境の内実を、これらの要素から検討し、大学図書館にかかる「負担」を考察する。

### 3. 立命館大学図書館の事例が示す課題

植村・松原は、立命館大学図書館における障害がある利用者に対する図書館資料のテキストデータ化サービスを事例に、合理的配慮の提供を容易にし、その負担を過重にしないための環境整備として、以下の8点の課題を挙げている<sup>1)</sup>。

- 1) 利用の上限などの制限の撤廃。
- 2) データ提供までの期間の短縮。
- 3) ウェブ・アクセシビリティの改善。
- 4) 大学図書館間の連携。
- 5) 大学全体の障害学生支援としての予算措置。
- 6) ノウハウの継承。
- 7) 出版社との連携。
- 8) 障害がある学生・院生および教職員と図書館との建設的対話。

これらの課題は、立命館大学図書館に例外的なものではなく、図書館資料のテキストデータ化をしようとすれば、多くの大学図書館が直面するものだろう。そして、これらは、予算と人的配置のように措置すれば可能なものだけではなく、2に記した技術開発や6に記したノウハウのように、時間をかけた試行錯誤の蓄積によって構成されるものもある。また、もう1点2で指摘したように、読者がテキストデータ化を依頼してから完成するまでの期間について、データの正確さよりも迅速さを優先する傾向があるのも、大学図書館という館種がもつ重要な特徴である。

### 4. テキストデータ化を実施している大学

現在、視覚障害等がある学生を対象に図書館資料のデータ化を実施していることをHPで告知している大学図書館は、管見の限り、東京大学附属図書館<sup>2)</sup>、北海道大学附属図書館<sup>3)</sup>、立教大学図書館<sup>4)</sup>、立命館大学図書館<sup>5)</sup>、ルーテル学院大学図書館<sup>6)</sup>の5大学である。いずれも比較的大規模な大学の図書館とっていいだろう。

一方、日本学生支援機構が毎年実施している修学支援に関する実態調査に、「教材のテキストデータ化」の実施校数の項目がある。この調査結果の過去4年分につき、「教材のテキストデータ化」の実施校数、および、視覚障害学生に対して提供している学校数をまとめたものが、表1である<sup>7)8)9)</sup>。実施校数をみると、2013年の74校から2014年の89校は増加しているが、その後の2年は84校、80校と減少している。視覚障害学生に対する提供数も同様に、増減がある。つまり、情報保障としてのテキストデータ化という方法の周知と浸透による増加もあるだろうが、それだけではなく、この増減は、テキストデータによる情報保障を必要とする学生が入学すれば実施され、卒業すれば実施されなくなることの現れと推測される。

金澤は、障害学生支援について、対象となる学生が少人数であるのに対して要する予算が高額であり、かつ、恒常的な予算が承認されたとしても、その予算は当該学生の卒業後には不要になるかもしれないことが、大学にとっては支援体制を設置する上での障壁になっていることを指摘する<sup>10)</sup>。この障壁は、障害学生支援に固有のものではなく、大学が4年など一定期間で在籍者が入れ替わる場であることに起因するものであることから、大学図書館が環境整備をする際にも直面する障壁となるだろう。

テキストデータによる情報保障を必要とする学生の入学が決まった時点で、大学図書館の環境を整備するのであれば、4月の開講時に間に合うように迅速に進めなければならない。しかし、前節に記したように、大学図書館の環境整備をするためには、一定の期間を要するものもある。また、文献をOCRしたのみの誤認識があるデータでも構わないというように、正確さより迅速さを優先するのが、大学という場における文献講読の特徴でもある11)。このように二重の意味において大学では迅速さが重視されるのである。

表1 障害学生に対するテキストデータ化実施校

|               | 2013年          | 2014年          | 2015年          | 2016年          |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 教材のテキストデータ化   | 74校<br>(11.9%) | 89校<br>(13.9%) | 84校<br>(12.2%) | 80校<br>(11.1%) |
| そのうち視覚障害学生が対象 | 60校<br>(35.1%) | 68校<br>(38.0%) | 70校<br>(40.5%) | 61校<br>(31.4%) |

## 5. 「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」について

以上のように、大学図書館において図書館資料のテキストデータ化をするには、迅速な環境整備と、迅速なデータ作成という二つの意味での迅速さが重要になる。大学図書館という館種がもつ特徴から検討するならば、テキストデータ化の作業を各大学図書館で実施するのではなく、テキストデータ化の作業を集中的に担う機関を設置し、各大学図書館は障害学生の入学などの必要に応じて、この機関からデータの配信を受けられるという仕組みを作ることも一案だろう。

文化審議会著作権分科会は、デジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権に関する課題について検討を行い、権利制限規定の見直しを含む法改正の方向性が定まった四つの事項に関して、2017年2月24

日に、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」を取りまとめた。そして、同年2月28日から3月29日までパブリックコメントが実施された12)。パブリックコメントの結果は、同年4月24日に、「中間まとめに関する意見募集の結果について」として公示された13)。

中間まとめで取りまとめられた事項の一つが、「障害者の情報アクセス機会の充実」である。この課題に対してパブリックコメントの結果には、「障害学生支援室が、現行の著作権法施行令では、著作権法第37条第3項に基づいた複製の主体になりえるかどうかがいまいである」という問題に対する言及がないことに対して、「大学において障害学生支援を担当する部署を、施行令において複製等の主体に含めることを明記していただきたい」という意見が出されたことが掲載されている。

検討中の課題のもう一つが、「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等」であり、ここで柔軟な権利制限について検討されている。これは、事業者が著作権者に無許諾で著作物をデータ化し、利用者がネット上で全文検索できるようにするという内容が含まれており、いわば日本版フェアユース規定の導入が検討されているのだ。パブリックコメントの結果には、著作権や出版に関係する団体から反対意見が出されたことが掲載されており、当然の反対意見だとも考えられる。しかし、著作物の全文がデータ化され、スニペット表示だけでも認められるのであれば、ここからプリント・ディスプレイの読書環境を改善する手段として活用する何某かの手立ても導き出せる可能性もある。

今後は、著作権法や技術開発の動向を注視し、迅速さをかなえる仕組みづくりが重要である。

## 注

1) 植村要・松原洋子「大学図書館におけるプリント・ディスプレイのある利用者に対する環境整備と合理的配慮提供の課題——立命館大学図書館のテキストデータ提供サービスを事例に」『図書館界』 Vol. 68, No. 4, pp. 266-278.

2) 東京大学附属図書館「ニュース」  
[http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/koho/news/news/fuzokuto\\_16\\_04\\_27.html](http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/koho/news/news/fuzokuto_16_04_27.html) (参照 2017-05-03) .

3) Hokkaido University Library「プリント・ディスプレイのある利用者のための資料電子化サービス」  
[https://www.lib.hokudai.ac.jp/services/universal\\_design/digitizing\\_pa/](https://www.lib.hokudai.ac.jp/services/universal_design/digitizing_pa/) (参照 2017-05-03) .

4) 立教大学図書館「しょうがい学生の方」  
<http://library.rikkyo.ac.jp/learning/barrierfree/> (参照 2017-05-03) .

5) 立命館大学図書館「障害学生の方」  
<http://www.ritsumeit.ac.jp/library/shogaiservice/> (参照 2017-05-03) .

6) ルーテル学院大学「テキストデータ貸出」  
<http://www.luther.ac.jp/library/textdata/> (参照 2017-05-03) .

7) 独立行政法人日本学生支援機構「平成 26 年度（2014 年度）大学，短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」 2015.  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu-shien/chosa\\_kenkyu/chosa/2014.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu-shien/chosa_kenkyu/chosa/2014.html) (参照 2017-05-03) .

8) 独立行政法人日本学生支援機構「平成 27 年度（2015 年度）大学，短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」 2016.  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu-shien/chosa\\_kenkyu/chosa/2015.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu-shien/chosa_kenkyu/chosa/2015.html) (参照 2017-05-03) .

9) 独立行政法人日本学生支援機構「平成 28 年度（2016 年度）大学，短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」 2017.  
[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu-shien/chosa\\_kenkyu/chosa/index.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu-shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html) (参照 2017-05-03) .

10) 金澤貴之「聴覚障害学生支援における支援技術の活用の陥穽」『群馬大学教育実践研究』 29, 2012, pp. 121-130.

11) 同上 1

12) 文化庁長官官房著作権課「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめに関する意見募集の実施について」  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000892&Mode=0> (参照 2017-05-03) .

13) 文化庁「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめに関する意見募集の結果について」  
[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/2017042402.html](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2017042402.html) (参照 2017-05-03) .

